

平成27年3月定例会

政策総務常任委員会会議録

招 集 月 日	平成27年3月4日（水）
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 会 日 時	平成27年3月4日（水） 午前 9時01分
散 会 日 時	平成27年3月4日（水） 午後 3時14分
委 員 長	金澤 孝太郎
委員会出席 議 員	
委 員 長	金澤 孝太郎
副 委 員 長	川崎 葉子
委 員	中野 昭 織田 京子 坂本 晃 矢部 一夫
欠 席 委 員	岡田 恒雄
議 長	
委員外議員	
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	議 題 名	審 査 結 果
第 7 号	機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例	原案 可決
第 8 号	鴻巣市行政手続条例の一部を改正する条例	原案 可決
第 9 号	鴻巣市職員の定数に関する条例の一部を改正する条例	原案 可決
第 1 0 号	鴻巣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例	原案 可決
第 2 6 号	平成 2 6 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 6 号）のうち本委員会に付託された部分	原案 可決
第 3 3 号	平成 2 7 年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分	原案 可決
議 請 第 1 号	「日本国憲法の基本原則を護り充実させることを求める意見書」提出についての請願	不採択

委員会執行部出席者

(秘書室)

秘書室長兼秘書課長 武井 利男

(経営政策部)

経営政策部長 志村 恒夫

経営政策部副部長 田島 史

経営政策課長 飯塚 孝夫

財政課長 根岸 孝行

情報政策課長 大島 健次

(総務部)

総務部長 原 光本

総務部副部長 原口 信義

総務部副部長兼収税課長

今井 司

総務課長 榎本 智

職員課長 堀 雅勝

市民税課長 関根 和俊

資産税課長 佐藤 康夫

収税課副参事 早川 宏人

契約検査課長 笹野 一郎

吹上支所長 田島 好夫

川里支所長 藤村 和幸

会計管理者兼会計課長

野口 泰三

監査委員事務局長

石井 正明

書記 竹井 豊  
書記 篠原 亮

(開会 午前9時01分)

(委員長) ただいまから政策総務常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。

中野昭委員と矢部一夫委員にお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第7号 機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例、議案第8号 鴻巣市行政手続条例の一部を改正する条例、議案第9号 鴻巣市職員の定数に関する条例の一部を改正する条例、議案第10号 鴻巣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例、議案第26号 平成26年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会に付託された部分、議案第33号 平成27年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分、議請第1号 「日本国憲法の基本原則を護り充実させることを求める意見書」提出についての請願の議案6件及び請願1件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。議会先例のナンバー175「常任委員会の審査の方法は、議案・予算・請願の順で審査するのが例である」ということから、初めに議案について議案番号順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。次に、議請第1号について紹介議員から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退室を認めます。

それでは初めに、議案第7号 機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例、これについて執行部の説明を求めます。

(経営政策課長) おはようございます。よろしく申し上げます。

それでは、議案第7号の機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明いたします。この条例は、平成26年12月議会の議案番号第99号で鴻巣市行政組織条例の一部を改正する条例に伴って、この条例の

第1条から第22条までの22条例について、条文中に出てくる事務局等の部名と課名の表記を変更することから、対象となる22の条例を一括して整理するものです。

なお、部名の変更は、細かくちよつとご説明させていただきます。経営政策部を企画部に、市民協働部は市民部に、福祉部は福祉こども部に、保健医療部は健康づくり部に、環境産業部は環境経済部となります。課名のほうは、この条例の変更に出てこないものもありますけれども、ご説明をさせていただきます。経営政策課が総合政策課に、情報政策課が情報システム課に、自治防災の消防防災部門が危機管理課に、自治防災課の自治振興部門と市民活動推進課の市民活動推進部門が自治文化課に、収税課が収税対策課に、障がい福祉課が福祉課に、子育て支援課が子ども未来課に、介護保険課及び福祉課の高齢者福祉部門が長寿生きがい課に、スポーツ課及び健康づくり課のすこやか運動応援室部門がスポーツ健康課に、農政課及び商工観光課の労政商工勤青部分が産業振興課に、花かおり課及び商工観光課の観光部門が観光戦略課に、生活安全課の交通部門が道路課に、学校給食課が学校支援課に変更となっております。

説明のほうは以上です。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(中野) 質疑ということなのですが、今現在経営政策課ですか、経営政策課長等が説明したやつ、当然前回の組織機構改革のときは、新旧対照一覧表があったのです、A3判で。今回当然委員会前にそういう資料あるかと思ったのですが、A3のやつね、今回ないのです。図にした簡単なやつ。今回の議会の中で、例えばこれまで答弁する場合にはこうのこうのと、その修正はもらっています。旧と新の、それはもらっている。だけれども、今言った組織的な簡単な組織図が手元にないのですけれども、これはつくっていないのですか。前回同様のもの。

(経営政策課長) 前回ちよつとお配りしたもののの中では、同じようなものはあるのですけれども、今回改めてはちよつと用意をしていなかった

です。

それと、実際この条例とは関係ないのですけれども、予算の読みかえの表というのを……こんなものですか……

(それはいただいていますの声あり)

(経営政策課長) これを皆さんにお配りしているのもありまして、ほぼこれが新旧にちょっとなっていたものですから、改めてお配りをしていない状況です。

(中野) それは、経営政策部とか経営政策課というのは当然そうした組織機構変更を起案した側ですから、言ってみれば当然もう幾つもの事務処理の中で頭に入っている部分があると思うのです。しかし、我々は今言った表でもらったの、その今言った表だけなのです。今説明したように、例えばこれまでのこの議案の3月議会定例会の議案資料の中で、例えばですよ、一番わかりいいやつが、先ほど言ったように市民協働部、生活安全課というのは、今度は建設部道路課になるよという、今言った規約のこの変更の資料ではわかるのです、これ見れば。だけれども、それを今言ったように一目瞭然で今言った組織図みたいな形でないと、すべてが頭に入らないのです。だから、その辺は私だけではないと思うのだ。だから、そういう点で、やっぱり当然審議ということをする以上、そういう資料がまずないことには、我々簡単に、例えばこれだけを見て、では質問しろと言われても、今言ったそういった組織機構の図がないとわからないので、私はそれを出すことのほうが先だと思っているのです。前回同様A3のやつです。今でも私持っています、家で。家に持っていますけれども、そういうものをやっぱり用意すべきだと私は思うのです。それは、審議を委ねる上で、やっぱり大切なことではないかと思っているのですけれども、再度その点で伺います。

(経営政策課長) 準備をして、後でお渡しをしたいと思います。

(中野) 今できないのですか。というのは、私幾つか質問することあります。しかし、それは今言った図をきちっと見て、その上でやっぱり私は確たる質問をしたいと思っているので、そういう点でやっぱり休憩でもして資料出していただいたほうが私はいいと思うのですが。

(委員長) では、暫時休憩します。

(休憩 午前 9 時 1 1 分)



(開議 午前 9 時 1 4 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(中野) そうすると、この中で、これまでの例えば経営政策部、それから総務部は余り変わっていないと思うのですが、この中で特に部の中の課の動きというのがちょっと頭に入っていないのですが、この課の動きはどのようなのですか。今10で、例えば政策総務部だったら、この総合政策課から危機管理、危機管理って今までなかったけれども、そういうようなのが全部今までと変わらないと。課については、名前は変わるけれども、所管の課は変わらないと。各部の中。

(経営政策課長) ほとんどというか、変わらないところと大きく変わったところがあります。

企画部の中はほとんど変わらないです。そういう面では、危機管理部危機管理課というのが今までの自治防災と、経営政策課の中に今危機管理、担当というのはないのですけれども、危機管理を担当している者がいましたので、その部分を合わせて危機管理課になっています。

総務部の中、総務課、職員課、契約課のほうは、契約検査のほうは変わりません。自治文化の中が、今の生活安全課の防犯の部分であるとか、それと今の自治防災の自治会担当、これが重なる。それと、市民活動推進課のほうは、これが合わさって自治文化課になっています。ここは、そういう面では3課が一緒になって成っているところです。

市民部のほうは、もとの部名がちょっと変わりましたが、市民課、市民税課、資産税課、収税対策課、やさしさ支援課とも変わりはございません。

それと、福祉部が今度福祉こども部になりましたけれども、福祉課本体は、これは変わりませんが、障がい福祉課がここに入っております。それと一緒に、福祉課の高齢福祉担当が、その後に出てきます長寿生きがい課のほうに入っております。それと、こども未来課、ここが前の子

育て支援課です。

健康づくり部、もとの保健医療部ですけれども、健康づくり課、この中のいきいき健康推進だったですか、そこの部分が新しくその後に出てきますスポーツ健康課になっております。すこやか運動応援室ですね、その部分がスポーツ健康課のほうに入っております。国保年金課は変わりません。長寿生きがい課は、もとの介護保険課、それと先ほどちょっとご説明させてもらいました福祉課の中にありました高齢者担当、こちらが入りまして長寿生きがい課になっております。スポーツ健康課はスポーツ課と、先ほどありました健康づくり課のすこやか運動応援室、こちらのほうが一緒になっております。

環境経済部の環境課のほうは変わりがございません。産業振興課、こちらは農政課と商工観光課の商工部門、商工労政部門が一緒になっております。次の観光戦略課、こちらは花かおり課と商工観光課の観光部門が一緒になっております。

都市整備部は変わりがございません。

建設部は、道路課自体は変わりはございませんけれども、今の生活安全課の交通担当が道路課のほうに入っております。道路課に今の生活安全の交通担当、こちらのほうに入っております。工事課、下水道課、変更ございません。両支所と会計等も変更はございません。

そして、学校教育部の中に学校給食課がありました。こちらが学校支援課の中に一緒になって入っております。

それと、水道課です。議会と変更はございません。

変更部分は以上でございます。

（中野）今これでやっと説明受けて、何とか頭の中きちっと理解されつつあるのですが、そうするとこれまで旧組織の中で、課の中で2つ3つ、同じくまたがっていたものが、今回はそれを一本化すると。例えば今言ったように自治文化課という新しい、総務部の中に自治文化課というのが、これまで3課がそれぞれ別々に、所管が違うので担当していたものが1つにまとまったということとか、危機管理もその説明でそのとおりですが、2つだったかな、というのがあったということで、今度新しい



組織によって、ばらばらのやつがよりまとまってきているというか、というふうに受け取っていいのかということが1つと。

それから、もう一つ、これは前から申し上げたのですが、非常にわかりにくい部分について、例えば障がい関係が福祉子ども部の中の福祉課に入ってきて、それで高齢者障がい福祉の部分が長寿生きがい課に入ってきているということで、同じ福祉関係でも、要は高齢者と障がい関係と、この辺の分かれ方、分け方が、市民の人たちにやっぱりどう周知していくのかということ、やはり福祉は福祉として一括でまとめたほうがよりわかりやすいと思う。その中で、例えば障がいとか、それから高齢者とかと分けて、それをわざわざ課を変えてやるというのは非常にわかりづらいというふうに思うのですが、それはその辺の周知を含めてどういうふうにするのか、再度伺っていきたいと思うのです。

(経営政策課長) 最初のご質問の中の課のほうがちよっとまとまってきているのかなということですが、そういう面では、まさしく必要は部分の特出しをしており、特にこの危機管理の部分、今まで消防防災と危機管理というのはちよっと分かれていた、そういったものをしっかりとまとめて統括していこうというふうなことがあります。

それと、やっぱり関連するものをなるべくきれいに単純にというようなことで、そういう面では議員さんおっしゃるとおり、機能をまとめてやっていくというようなことで今回やっております。

それと、障がい福祉の部分が福祉の中に入ってしまったなということでございますけれども、実際は市民の方が来られるとき、課名の表示というのが確かにちよっとなくなってしまうのですけれども、具体的には同じ場所にほぼいますので、表示のほうもそういう面では障がいというのは間違いなく大きく出していきますので、来られる方というのはそれほど迷わないのではないかなというふうに考えています。その辺は、そういう面では表示のところでしっかりと出していく。

それと、広報のほうも3月15日号に出ますけれど、これはちよっと変更が、そういう細かく変更が課が分かれたところに関しては、こういったことで市役所に来られる方はこの課に来ていて、こういったことのため

に来られた方はこの課に変わりますという表記を3月15日号に載せる予定でいます。そういうふうにならざるやと表で、機能ごとに課が変わったというのがわかりやすく出るようにしております。

それと、長寿生きがい課の中、福祉の高齢が入ったわけなのですけれども、長寿という名前の呼び名の中で高齢というものを連想していただくというふうを考えて、このような長寿生きがい課というような名前をつけさせていただきました。

以上です。

(中野) そうすると、この辺の関係はどう考えたらいいのですか。例えば企画部の中に危機管理課あります。恐らく新庁舎の2階でしたか、あるのですが、一方では危機管理という点で言うと、災害時の各自治会との関係というものが起こり得る、各自治会との関係。そのものについては、当然今言った総務部の自治文化が担当するのですか、それとも今言った各自治会に対して、例えば自主防災組織等々を含めて、そういうものについてはどこが担当するのか。この辺が今言ったように非常に危機管理課という・・・1本になった中で、これについてどこが担当していくのかということが1つあるのだ。その辺についてどうですか。

(経営政策課長) 今回自治会担当、自治振興担当というのがそういう面では分かれまされたけれども、危機管理課の中には当然自治防災というのが、現在の課というのが・・・現在の課が自治防災課という中で、自治と防災というのがついた、そういう面ではその2つが重なったという意味でわかりやすい表記になっているかと思うのですけれども、中で担当が実際分かれております。防災担当というのが自治防災の部分は担当しております。そういう面では、今回の危機管理課になっても、自治会の自治防災の組織というのは危機管理課のほうがしっかりと、そのまま引き継いでやっていくということです。危機管理課のほうが自治防災をやっていきますので。その辺の引き継ぎ・・・引き継ぎではないですね、そのまま持って自治、危機管理課になりますので、その辺の支障はないかと思ひます。

以上です。

(中野) そうすると、今言ったように、確かに3課が1つにまとまったとか、危機管理課についてもこれまで経営政策であったのと、もう一つは市民協働だったかあったのを、それをまとめるとは言うけれども、しかしこの新組織においても、今言った自主防災組織だとか自治会の防災組織等については、やっぱり自治文化課ではなくて、危機管理課のほうで一回まとめると。その辺のまたがる部分は、やっぱり職種の内容によって出てくるということですね。

そうすると、あともう一例として、例えば民地における雑草等が繁茂して、秋口になると枯れて、非常に危ないという苦情があちこちあるのですが、これを今までですと生産緑地だと、農政のほうの担当になりますよと。一方、純然たる民地・・・と、これがややこしいのが市民協働あったり、あるいは都市整備部になったりという部分で、私も頭の中混乱するのですけれども、こういうような部分でやっぱりきちっと整理はされ、この新組織によって、例えばそういう雑草の繁茂ということにおいて、市民が例えば電話するにしても、どこへ電話していいのか。例えば生産緑地であれば農政だと、一般民地だったらというような、いうものについても、やっぱり今回のこの新組織の中では、それはやっぱり今までどおり従前どおりなのですか。

(経営政策課長) 空き地の雑草が生えてしまったとかというのは、今回の組織の中では変わっていません。空き地の場合は環境課がやっていますし、農地で法人農地の場合は農政課のほうが対応するということになって、変更はないです。

以上です。

(中野) やっぱり普通一般市民からすると、私も含めてそうなのだけれども、そういう同じような・・・確かに生産緑地は農政ですよ。そういうような類いについて、やっぱりそれは一本化できないのですか。わかりやすくという意味で。それはどうなのですか。

(経営政策課長) 市民の方は、どちらかの担当かがわからないということで恐らくお電話なり窓口に来られると思います。その中で職員の中ではその分担というのは決まっておりますので、しっかりとその辺は案内

ができていないのかなとは思いますが。まずは、ただ環境課なり農政課なりに恐らく電話なり、窓口に来られたときにはどこかに来られると思います。その中で、担当のほうでしっかりとご案内をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

（中野）では、それはそれでいいです。

できれば窓口ぐらい一本化して、あとは内部で振り分けるとすれば。何でもいから例えば市民苦情なら市民苦情というのを何でも一括で受けると、そこで。あとは今言ったように行政の側がそれをきちっと振り分ける。それは仕事のプロですから。そうすると、市民にすれば、苦情とか何かがあれば、その窓口で電話するなり対応すればいいのだというふうなサービスをすべきだと思うのです。その辺は、やっぱりちょっと行政として余りにも縦割りがきちんとしてしまっているものだから、市民からすれば窓口一本化が一番楽なのです。それで、あとはそこで電話であれば振り分けるとかしてもらえば。何かあればここへ来てくださいというようなのがあっていいと思うのですが、その辺は全く考えていませんか。

（経営政策課長）検討材料とさせていただきますと思います。申しわけございません。

（中野）最後になりますが、今回今まで教育委員会にあったスポーツ課が、健康づくりのスポーツ課ということに今度は変わっていくわけがありますが、このことによって、これまでと違う大きな違い、相違点が何かございますか。教育委員会に置いたのと、今言った市長部局に置いたということによる大きな違いというのは何かございますか。特にメリット部分。

（経営政策課長）現在行ってきましたスポーツ課の事業、それと健康づくり課でやってきた事業というのは継続してやっていくことになると思います。ただ、ことしもそうですけれども、すこやか部分の部分がスポーツ課のやっぱり組織を利用してやっているものだとか、そういったものが結構あるのです。そういう面では、大きくは変わりませんが、す

こやか運動推進の部分とスポーツ課というのが一体になることによって、その辺の協力体制というのが、協力ではなくて同じ課でやっていくということなので、事業の進展というのがよりスムーズになるのではないかなというふうに考えております。また、その中で新しい事業というものが生み出されてくるきっかけになるのではないかなと考えております。

以上です。

（川崎）先ほど中野委員が質問したことに関連するのですが、私も前の議会の際に、やはりワンストップ的な対応が必要なのではないかなというふうに申し上げたのですが、今回先ほどの雑草のことに关しますと、環境課がほぼ対応をいただいているのだと思うのですが、やはり中には道路課に、道路に生えているものは道路というような、民地だと対応できないのです、お手紙出したりというような形になっているかと思うのですが、これが私ども行けばそのように対応していただいているのですが、例えば市民の方がお電話をした場合に、電話で振り分けて電話をつないでくださるとか、そういうところまでやってくださるのかどうかなのです。ここは道路なのですよと、環境課に持っていきまし、でもこれは道路ですから道路課のほうに言ってくださいと言われてますと、ワンストップどころか第二庁舎に行かなければならなくなってしまうのです。第二庁舎ってどこにあるのですかとか、道路課ってどこなのですかというところに入るのが、これが一般の市民の方なのです。ですので、ちょっと中野委員がおっしゃったことと重なるのですが、やはりそこに関しましては市民の方が使いやすいように、市民の方の最高の行政の窓口になるようにということで新庁舎ができていると思いますので、ぜひその対応を、検討いたしますという課長からのお話がありましたけれども、いつぐらいまでそのような検討ができるのか、ちょっと伺っておきたいと思ひます。

（経営政策課長）現在の新館の窓口の形態ではなかなかその対応ができないと思ひます。ワンストップというものを他の市町村とちょっと検討して、その部分、ワンストップというものをやっぱりそうすると導入し

なくてはならないので、その辺を検討をしていくということにさせていただきたいと思います。

（川崎）では、早急な対応を望みます。

あと、やはり市民の方のサービス観といいますか、こういうふう新しい組織になってよかったという市民の方の満足度ということが必要になってくるかと思うのですけれども、福祉こども部が福祉課で、また福祉こども部の中の福祉課に障がい福祉課が入るといふふうになりました。今現在見ていますと、福祉課にも障がい福祉課にもそれ相応の職員の方がいらっしやいまして、また窓口も必ず何人かの方がご相談をしているというような状況になっております。現在の福祉課の人数、障がい福祉課の人数がいるかと思えますけれども、その方たちの合計数がイコール福祉課になるのかどうかです。要するに福祉課の職員数が減るのか、同等なのか、あるいはふえるのか、これについて伺っておきたいと思えます。

（総務部長）現在人事の機構改革伴うものもあわせまして人事異動の準備を行っております。基本的な考え方としては、先ほど答弁がありましたが、高齢者の福祉が長寿生きがい課に行きますので、その担当職員は異動するという計算になりますので、それ以外の部分についての職員数という形でどの職場も既存の人数を維持するというを基本に現在準備を進めております。

したがって、高齢者福祉の担当が異動した部分の人数については、その部分は福祉課では減るといふ。ただし、障がい福祉課の部分がそのまま異動しますので、それはその人数を持っていくと。ただし、管理職がダブっていた場合には、それは1人になる。そのような考え方で現在準備を進めております。

（川崎）人数ほぼ変わらないということで考えてよろしいのですか。

（総務部長）基本的に現在担当している職員数を維持するという基本姿勢で準備を進めております。

（川崎）それと、よく市民の方からご相談をいただきますのが、道路の問題ですとか、またカーブミラーですとか、とまれの標識ですとか、そ

のようなご相談をたくさんいただきます。今回道路課の中に生活安全の交通担当が入るということになっておりますけれども、やはりこれも生活安全の交通担当の方としても今大変忙しく、始終動いているような状況なのですが、また道路課の方たちも現地調査に行っていたりということで、非常に忙しくしていらっしゃる状況です。ここについても同じ質問になりますが、この職員数が減るといことがないのかどうか、お聞きしたいと思います。生活安全課の方たち、今の交通担当の方たちが道路課の方たちにプラスになった状況で道路課になるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

（総務部長）基本的な考え方は先ほど申し上げましたとおりですので、担当職員が所属を超えて異動していくというものを想定して人事異動の準備を進めております。先ほどと同じ考え方です。

（坂本）全体の組織図はこれで大体できたのですが、支所の体制というか、・・・・・なんか見ると、地域グループだとかそういう形でグループ分けしてこういうふうに対応しているのですが、中には市民の方が行くと、支所に行ってわからないので本所行けと言われるとかと、そういうこともあるのです。だから、そういうのをよく聞くので、そういうことに関しては今回どのような考え方をしているのか、ちょっと聞きたいのですけれども。

（経営政策課長）支所の組織に関しては、今回一切変更がございません。ですので、職員が新しい組織をしっかりと把握して、支所から本庁のほうにうまく引き継げるように、職員の周知を徹底していきたいと思ます。

以上です。

（坂本）先ほど2人の前任者の方も言うておりましたけれども、ワンストップではないけれども、1つの窓口へ行けばその先で分けてくれるという形になれば、支所の窓口、総合支所とか福祉のところへ行けば全てがもうわかるのだよという形になれば一番いいのです。なかなかその辺がうまく機能していないかなというのがあるので、今回グループごとの支所、川里の場合は2つぐらいに分かれていたのかな、地域グループと

か福祉グループとかと、そういう中の割り振りは、これはもう新しくなった課がそれぞれ担当の中へ入っていくということになると思うのですがけれども、その辺をしっかりとやっぱりこれからやっていただければ、もっとここに機能的にはいいのかなと思うので、しっかりとやっていただきたいと思いますけれども。

（中野）基本的にはちょっと聞くのを忘れたのですけれども、この図を見ると、部の数、課の数、これが現行と新しいやつで部の数は変わっていないような気がするのだけれども、課の課数、これについてちょっと基本的なことを聞くのを忘れたので、ちょっとそれを教えてください。

（経営政策課長）部が、9部は同じ9部です。課のほうは41課が35課になります。

（中野）そうすると、これまで41課が35課ということは、6課減でしょう。そうすると、これまでの管理職で課長と言われた方、単純に計算すれば6人の課長が要らなくなってくるわけだ。定年とかそういう人も中にはいるのだろうと思うのだけれども、この辺の関係がどのようなになっているのですか。

（経営政策課長）それは、組織に課長は1人ですので、それは減ることになります。

（中野）1課に1課長、それは当たり前だから。今言ったように41課長今までいたのが、来年この4月から35課になったら、課長は35人なのです。6人が、言葉悪いけれども、言葉が適切ではない、6人がどういうふうになるのか。つまりそれは部長に上がる人もいるだろうし、逆に言えば上がる人もいるかも、あるいは定年迎える人もいるだろうし、そういう意味で、間違いなく課を減らしても、今言った今の課長さんそのものが降格するとか、そういうような処遇を含めて6人が、何たって、適切ではないけれども……多過ぎてしまうことになってしまうのだから、それはどうなのですかと聞いているのです。

（職員課長）今回、今中野委員さん言われたように、退職される方が非常に多くなっております。このところ特に部長、課長の退職人数も非常に多くなっていてるところでございまして、その分で今現在課長職として



いる者が、要するに課長職として下がるとかいうことはございませんので、課長職としてとどまることは間違いないこととございます。

(中野)別の聞き方しましょう。部長は定年何人か。課長は定年何人か。お聞かせください。ことしの3月31日で部長の定年は何人、課長の定年は何人。となれば、当然おのずとその後推測はつくわけだから。それちょっと説明願います。

(職員課長)済みません。では、部長、それから副部長、課長の退職人数をちょっと調べまして、また後ほどご報告させていただきます。

(委員長)ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長)質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長)次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長)討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第7号 機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例、これについて原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長)挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 鴻巣市行政手続条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(総務課長)それでは、議案第8号 鴻巣市行政手続条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

行政手続法の一部が平成26年6月に改正され、ことしの4月1日から施行されることに伴いまして、本市の鴻巣市行政手続条例につきましても

法律と同様に改正しようとするものです。なお、今回の改正は行政指導に関する改正となっております。

主な内容といたしましては、まず第33条第2項では、行政指導をする職員は市の許認可や規制することができる旨を示して行政指導をするときは、その相手方に対してこの権限を行使することができる根拠、法令、または条例や規則の条項、それらに規定する要件、その要件に適合する理由を示さなければならないとしたものです。

次に、第34条の2では、法令違反があるとして行政指導を受けた相手方が、その行政指導が法律や条例の要件に適合しないと考えるときは、市に対して行政指導の中止、その他必要な措置を講ずるよう書面にて申し出ることができる手続を設け、申し出を受けた市に必要な調査の実施と、調査によって判明した行政指導の誤りがあれば、その中止等を行うべきことを義務づけたものです。

次に、第34条の3では、誰でも法令に違反する事実がある場合に、その是正のための処分、また行政指導が行われていないと思ったときは、市に対しまして処分や行政指導をするよう書面にて申し出ることができる手続を設け、申し出を受けた市に必要な調査の実施と、調査によって処分または行政指導の必要が認められれば、その実施を義務づけたものです。

以上です。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

（中野）今の説明を聞いて、この議案資料によって見てきたのですけれども、今回の説明を受けますと、これはむしろ逆に市民のほうが、今言いたいわば行政手続という点で言えば、逆に言えば、私から言わせていただければ、市民の側に立ってよくなったというふうに、私は今言ったこの34条3項等を見て理解するのですが、そういう理解でよろしいですね。

（総務課長）中野委員さんのおっしゃるとおりでございまして、要は不適切な行政指導等を防ぐために、ちゃんとその根拠を明確にして、その

根拠を明確にすれば、行政指導を受けた相手方もその根拠に従って、34条の2になりますけれども、その中止等を求めることができるというような措置でございます。

以上です。

（中野）理解は、私は同じ……理解としては正しく理解したかなと私は思っているのですが。

そこで、実際これまでの鴻巣市でそうした行政指導を行ってきた実績というものについて、内容を含めてどういうものがあつたのかということが1つと、それからもう一つは、今後そうしたものについて、これだけ条例が変わるわけですから、それをやっぱりどのように周知をしていくのか、市民に対してわかりやすく周知していくのかという、この2点についてお聞きします。

（総務課長）まず、これまでの行政指導の実績でございます。全体で、26年度になりますが、163件の行政指導を行っております。その内容につきましては、先ほどちょっと空き地という話も出ましたが、空き地のやっぱり雑草の繁茂に関するものが126件、空き家等の適正化に関するということで、空き家のところもやはり空き家の庭のところに雑草とかが繁茂しているという中で、その行政指導が37件ございました。その2件で163件という内容になっております。

続きまして、市民の方への周知でございますが、今回議決をいただきましたら、まず4月15日の「広報かがやき」に掲載をさせていただきますとともに、市のホームページのほうにその内容を掲載をさせていただきますと思います。また、職員に対しましても、議決後こういった手続が変わりましたというような説明をして、周知徹底を図りたいと考えております。

以上です。

（中野）件数はわかったし、その内容もわかったのです。ところが、行政指導をする場合、例えば必ずしも市に在住していない人がいるでしょう。例えば雑草なんかで。今これ見ると雑草繁茂126件載っているのですが、この126件だって厳密に言えば、では厳密に鴻巣市に土地は持ってい

るけれども、現在住んでいるのは鴻巣市ではないという人だっていると思うのです。そういうような人に対して、今言ったホームページだとか、あるいはかがやき、特にかがやきなんかでPRしたって、わからないわけです、鴻巣市に住んでいないのだから。そういうような人たちに対しての周知というのは、当然どういうふうにするのか。鴻巣市としては当然地権者は鴻巣市であるけれども、その方が今どこに住んでかなんていうのは当然市としてはつかんでいるはずだと思うのです。そう考えたときに、その周知の方法として別の方法を考えざるを得ない、そういう人たちに対して。それに対してどういうふうにするのか、ちょっとお聞きします。

（総務課長）その件につきましては、確かに市の外にいる方に対しては非常に難しい問題だと考えています。ただ、例えば雑草とかの繁茂につきましては、まずは当然所有者、市内にしようが市外であろうが、所有者に対しましてまずは多分連絡をしたいと思います。その中で、こういった行政手続が変わりましたというところをまず説明した上で行政指導を行っていくようになるかと思えます。

また、全体的な周知につきましては、申しわけないのですが、ちょっと検討させていただきたいと考えております。

以上です。

（委員長）ほかに質疑ありませんか。

（なし）

（委員長）質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第 8 号 鴻巣市行政手続条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 9 号 鴻巣市職員の定数に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(職員課長) それでは、議案第 9 号 鴻巣市職員の定数に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

本市では、平成 17 年 10 月の合併から本年で 10 年が経過する中で、合併協議での方針と鴻巣市経営改革推進プラン及び新市建設計画に基づきまして定員適正化計画、第 2 次定員適正化計画を策定しまして、職員数の適正化に努めてまいりました。その結果、平成 27 年 4 月に職員 700 人体制とする目標値を達成する見込みとなりましたので、市長部局以下、各部局の一般職職員の定数を改めるものでございます。よろしくご審議いただきたいと思っております。

続きまして、会議の冒頭にお配りしました資料の職員給及び職員数の推移についてご説明申し上げたいと思っております。この表の上段は、合併した平成 17 年度から平成 25 年度までの間の職員給の推移につきまして、決算カードの数値を転記したものでございます。ごらんとおり、年度を追うごとに削減が進んでおりますけれども、これは合併の効果及び指定管理制度の導入によるものと考えております。なお、決算カードとは、決算統計の集計結果に基づきまして、普通会計の決算の状況を取りまとめたものでございます。

また、下段の職員数は、同じく決算カードに記載されている数値でございますけれども、給与実態調査項目の中の普通会計でとられた職員数を使用しているものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(川崎) 済みません、素朴な質問なのですがすけれども、職員数700人体制ということで進められてきたのだと思うのですがすけれども、ちょっとこの資料でいただきましたものを見ますと、職員数、平成25年度651人というふうになっております。これちょっとどのように捉えたらいいのかお聞きいたします。

(職員課長) この数値でございますけれども、ただいま申し上げたとおり、これ決算カードに記載されている数値でございます、決算カードに載っているのは普通会計の数値なのです。給与実態調査という調査がございます、その中で捉えている数字が職員数としてこれに載っているものでございます。全体の職員数から国保特別会計、それから公営企業、上水道、下水道ですね、それと農業集落排水を抜いたものが載っているものでございます。

(川崎) そうしますと、今その抜きましたほうの国保、また農業集落排水、公営企業ですか、この方たちの数字を……数字というのは、この平成25年度で出るのですか。

(職員課長) 全体の職員数で申し上げますと、平成25年度の場合には716人ということになります。

(矢部) 選挙管理委員のほうから10人から3人とか、こういう大分減っているあれがあるのですけれども、選挙の年とか何か兼務される部局というか、どなたがやるのかちょっと教えてください。

(職員課長) 例えば選挙管理委員会と言いますと、兼務する職員は6人になります。

(矢部) この全体で。全体というか、ほかにも兼務されるあれというのが、今、税務署のあれとか何かというのは、やっぱりそっちに応援行くとか、臨時のあれを雇うとか、そういうあれというのものもあるのかなと思うのだけれども、そういうあれというのがわかれば。そういうのわからない。

(職員課長) 税の場合ですと、例えば申告のときというのは……

(矢部) だから、税だけではなく。だから、ほかにこの中にあるではないですか。人数うたってあるではないですか。この中で兼務、このとき

には兼務が絡むのではないかなという、そういうあれというのは、何人ぐらいのこういうあれというのは予想みたいな感じというか、そういうあれがあるのかなのか。

（職員課長）今回の改正案の中のこの載っている数字に関しましては兼職者はカウントしておりませんので、要するに兼務の場合には両方はカウントしないで、片方だけでカウントするような、それで数えている人数が載っているものでございます。

（矢部）一番多いのが、やっぱり選管あたりが。選挙の年によってだろうけれども、ふだんのないときは3人ぐらいで十分。だけれども、これ兼務というのが今まで多かったと思うのです、選挙の場合、多分。

（職員課長）改正前の数値は、選挙管理委員会に関しましては10人となっているわけですがけれども、今回3人ということになっておりますので、前は兼務していたという部分が多かったという形になります。

（矢部）あと、教育委員会のほうでは106名なのだけれども、子どもたちの人数減るあれでもって、これは減っているのだと思うのだけれども、そういうあれもあるのかな、教育委員会のほうの職員。

（職員課長）今回の中では、例えば図書館の3館が指定管理されまして、その分の職員の数が減っているという部分がございます。

（矢部）人数が減ってではなく、指定管理が入ったということだね。

（職員課長）そうです。

（中野）まず、今のこれまでの質疑を聞いていると、データのとり方が一貫性がないのだ。例えばこの今言ったきょういただいた資料、これ今説明のとおり決算カードだということで、それは何かといたら、要するに国保と農業集落を除いていると。ちなみに、全体では25年度716人という、このデータのとり方に一貫性がないのだ。

私が聞きたいのは、やっぱりそういう、今回こういう市職員の定数に関する新旧対照表が出ていますけれども、出すならやっぱりきちっとするには、やはり少なくとも現在このように1の市長の事務部局の職員640人から595人と書いてあります。この中に今言った国保だっって入っているわけでしょう、当然。入っていなければ入るところないのだから。そうす

ると、データのとり方に一貫性がない。そういう点では、やっぱり少なくとも時系列的に物を見るのであれば、職員の配置をきちっと（１）から（７）まで分かれているのだから、このように分けて平成17年度から25年度までやっぱりきちっと出すべきです。そのことによって時系列的に見た上で、なおかつ現行のトータル798人から715人に変えるのだということでもありますから、それが今言ったように（１）から（７）まで時系列的なものを分けることによってどのように変化してきているのか。その上に立って、今回798人から715人に改めるのだと、そこに妥当性があるのかどうかというものを語るためにも、ある部分的だけデータ持ってきて、今言ったようにこのデータは国保と農業者が入っていない。それでは意味がないと私は思うのです。そういう意味で、やっぱりきちっとデータというのは議案に沿って出すのが私は妥当だと思っているのですが、その辺どうですか。

（職員課長）今回の資料に関しましては、本会議の中で答弁の……

（それはわかっているの声あり）

（職員課長）副市長のほうでそういうふうにお約束したものですから、今回私たち出させていただいたものでございます。今回改正後の数値というものは、基本的には今現在の職員数の割り振りと、それプラス、要するに700人体制としても、700人が大体固まってきたものですから、それに合わせて、現状に合わせて、現在の職員数と、それから部局間も異動が当然ありますので、その分のある程度一定の余裕を持たせて、今回715人という形でさせてもらったものなのです。例えば大きき部局、市長部局であるとか教育委員会という人数の多いところというのは、当然例えば何かのプロジェクトで大きい事業あったときにはそれなりの人数が必要になってまいりますので、それで異動もその分発生しますので、その人数を現状のまま定めてしまいますと、当然異動に支障が出てまいりますので、ある程度の余裕を持ってつくったものが今回の数値になっているものでございます。

（中野）だから、やっぱりこれは質問と答弁がかみ合っていないと思うのだ。今回のデータ見ればそんなのわかるのだけれども、例えば教育委



員会の事務局106人が80人、これやっぱりスポーツ課がこっち、市長部局へ異動するわけでしょう。そういうものだって含まれるわけではないですか、この減の中には。私が言っているのはそうではなくて、あくまでも鴻巣市職員定数に関する条例、これに基づいて（1）から7分類しているわけでしょう、（7）まで、水道事業事務局の職員数。この分類ごとに平成17年度がどのように人数が変わってきているのかというものを時系列的にきちっと出すべきではないですかというふうに言っているのです。課長の答弁はそこら辺、今の私の質問に対しての答弁になっていないのだ。その辺のことについてやっぱりきちっと答弁してほしいのと。あわせて、やはりこういう職員の定数が変わったときに、もっと大事な話しはあると思うのだ。例えばちょっと忘れたけれども、地方自治法の改正により、指定管理者制度が認められた。そうすると、指定管理者制度を入れたことによって、どれだけの職員が、やっぱり減になってきているのか。その都度その都度指定管理が議案で出てきます。出て、それはその都度その都度のことであって、導入から今日までどれだけ職員数がやっぱり各指定管理者になったことによって減ってきているのか、そういうデータだって必要でしょう、こういう改正するときには。それともう一つは、市全体で、これは正規職員だと思うけれども、では臨時職員、ではこれは全部で何名いるのだと、保育所含めて。そういうものがやっぱり資料として出ることによって私たちが判断できるのではないですかと私は思うのです。その辺のことが資料として出ていないので、それはきちっと私は出すべきだと思うのですが、今申し上げたとおりのことについて、指定管理者制度も含めて。そういうものをやっぱりデータを出すべきだと思うのですが、これについてちょっと伺っておきたいと思います。

（委員長） 暫時休憩します。

（休憩 午前10時09分）



（開議 午前10時30分）

（委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(職員課長) 資料の件でございますけれども、前回のこの改正が21年度でございましたので、その後の22年度から26年度までの推移を出したいと思っておりますけれども、済みません、ちょっと時間がかかりますので、あしたでもよろしいでしょうか。

(経営政策課長) 指定管理の職員の張りついていた人数というお話もありましたので、指定管理のほうはうちのほうが統括的にやっておりますので、指定管理当初からその施設に何人ずつ職員が張りついているのかと、その一覧表をつくらせていただきたいと思います。これも大変申しわけありません。ちょっと時間がかかりますので、あしたにさせていただきますのですけれども、よろしいですか。

(中野) やはりこういうことが、この議案がこういう職員の定数に関する条例となるべきでないと言えないので質問しておくのですが、今私がさっき質問したについての資料についてはすぐは出ないという、それはもう出ないのではしょうがないからいいのですが、ならばついでにお聞きしたいことがその以外のことあるのですが、きょう出た資料の中で、職員給が平成17年度から52億1,700万、平成29年度で39億2,800万というふうに出ております。これは単なる、これも決算カードから持ってきているというように書いてありますけれども、これにはいろんな意味合いが含まれていると思うのです、意味合いが。例えば職員数が減ったことによって当然総人件費は落ちるという意味合い、要素もあるでしょう。それから、いま一つは直接関係ないのかもしれないけれども、指定管理制度入れたことによって、いわばこれ以外に今度指定管理料が出てくるのです、わかりますか。指定管理料が。そうすると、指定管理することによって、入れたことによって、その人件費がどう減額されているのか。私されなと思います、首切らない限り。つまりその人はどこかの市の職場に入っていく。一方、指定管理料がふえていく。もっと厳密に言うと、指定管理料の中に指定管理を受けた者がその中に、その中の人件費だってあるのです。そうでしょう。例えば吹上でシンコースポーツ。コスモアリーナ等、なったところありますけれども、あれだって当然体育館とか、パークゴルフ場とか、そういうものを市から指定管理指定受け

ているわけだ。しかし、そこを年間幾らという指定管理料払っているわけ。しかし、その中にはそのシンコースポーツ、独自の管理を受けた以上、そこに人件費があるのだ。そうすると、この人件費、あるいはその指定管理料、この指定管理料とこの今言った人件費の推移、これがどう奏効的に関連してくるのか。これはやっぱり、言葉悪いですけども、自治法は改正されて、指定管理ありきでやっているとしたら大きな問題であって、指定管理をする以上はそれ以上の、それ入れる以上は、それ相応市としてのメリットがなければいけないのです、メリットが。そのメリットというのは、指定管理料と今言った人件費との関係をどう見ていくのかというデータがやっぱり必要だと思う。

その辺、それからもう一つ。この減ってきた要素の中には、さっき言ったように人が減ったことによって減ったということもあるでしょうけれども、ここ数年ずっと職員の人件は費ダウンしています。やっと今回人事院の勧告で平均0.25だったか、数字忘れちゃったけれども、引き上がるということありました。それを見るには、人減ったことに減るということとあわせて、その年々の平均賃金がどうなっているのか、それともう一つはその年々の平均年齢がどうなっているのかということによって、大方人件費の推移がつくのです。ですから、今言ったように平均賃金の平均年齢、これがその年度でどう変更推移しているのか、それともう一つは、簡単に言えば指定管理料とこれとの関係をどう見たらいいのかというようなことのわかりやすい資料が欲しいのですが。

以上です。

（職員課長）今委員さんのほうから言われました職員の平均賃金、それと平均年齢に関しましては、調査して入れたいと思います。

（経営政策部長）ご指摘いろいろありました。非常に複雑な問題で、簡単に分析はできないと思うのですが、指定管理を入れるということ、公共施設の運営を考えてみますと、ほとんど人件費、要するに人件費以外は民間がやっても市がやっても同じなのです。違うところは、直営でやる場合も職員として人件費を払うか、あるいは委託で業者に払うか、その部分だけが違うのです。ですから、指定管理にした場合としていない

場合というのを時系列で追うということはなかなか難しいのですが、その中の民間が人件費どのぐらいとっているか、そこまでの細かな分析は不可能に近いのです。実際やろうとすれば、今指定管理やっている施設運営の経費がどのくらいかかっているか、それを全部直営でやった場合にはどのくらいなのかと、職員までつけて。その比較はシミュレーションは時間をかければできると思います。そうすると、明らかに人件費が違うわけですから、職員がやったほうが、職員のほうが人件費高いわけですから、その差は出ると思います。そういう比較はできると思うのです。実際に指定管理に移した場合で、長期的に見れば、そこに本来は職員を採用して張りつけなければならなかった部分が、張りつけなくて済むわけですから、その時点では施設に張りついていた職員を解雇というか、首というか、やめていただく形というのは……

(できないよねの声あり)

(経営政策部長) ほかに回すわけですがけれども、その時点では実際にはやらないのです。職員をほかに異動させて指定管理料払うわけですから。ただ、長期的に見れば確実に減っているということは言えると思うのです。それを時系列で長期的にどこでどのくらい減ったかという分析は、これは非常に複雑で難しいと思います。単純な比較をすれば、最初から言いますとおり、今指定管理でやっている施設が全部ありますと、それを直営でやった場合に幾らかかるだろうかという、それを試算して、今の指定管理料と比較と、これはできると思うのです。ただ、それやっても、それは時間かかると思います。

(中野) 今経営政策部長が言ったこと、まさしくそこを聞きたいのです。要するに指定管理、さっき言ったように自治法の改正によって、指定管理者ありきということでやっているとは思えないのだけれども、少なくとも今言ったように、では今まで指定管理者ではなかったところが、では今日指定管理者では、そのまま以前と同じようにやっていたときの人件費及びそれに付随する経費、あったとすれば、人件費が一番大きいと思うのですが、だとすれば、それと実際その施設の指定管理料はどうなっているのかという比較はぜひとも欲しいと思うのです。今言っ

たように、指定管理をしたときに確かに部長が言うようにいつときは、首切るわけにいかないから、どこかに配置がえをするということによって職員は減らないと、しかし長期的に見たら、少なくとも定年したことによって減っていく、その分どれだけ補っていくかというようなことによって総体人数を下げていくということになってくると思うのですが、今必要なのは、今部長が言ったように、ではこれまで指定管理者ではなかった直営のあった場合、それを続けていたら、主に人件費を含めてどのぐらいかかってきたのか、それが指定管理者によってどうなったのかということによって経済効果がどれだけ出てきているのかということはやっぱりきちっとデータとして示しておく必要があるだろうと。加えて、さっき言った事業・・・・人件費についてもこの中にいろいろな意味合いがあるわけですから、さっき言いましたように人が減ったことによって総体人件費が落ちた。指定管理者になって落ちた。あるいは年々地方公務員の賃金が下げられてきたという要素もこの中には含まれているでしょう。そういうような要素というものがどれだけ減っていく中で、そういう要素がどれだけあったのかと。いわば人が減って、減った部分が大體どのぐらい、そもそも賃金が落ちてきたことによってどうなのか、あるいは指定管理者によってどうなのかというようなのがやっぱり検討できるような資料を欲しい。そのための一つの方法として職員の平均賃金、あるいはその時々ので構成年齢によって平均年齢が違ってきますから、こういうものがやっぱりデータとしてあったほうが非常に我々としては一目瞭然で見られると、市は今どういう実態にあるのかと、人件費についてというようなことがわかるような資料を欲しいということです。今経営政策部長が言うように、それはなかなか時間かかると言っていますけれども、指定管理者入れていく以上はそういうデータはやっぱりきちっと、管轄のところはつかんでおくということは必要ではないかと。どれだけの効果があるのかということです。

（経営政策部長）指定管理者が導入されて、平成16年だから10年近くたつのですね。そういう意味で、この10年間に指定管理者に移行できるもの、新規の施設は除いて、できるものについてはおおむね指定管理制度

を導入して、ある程度落ちついてきたというか、だんだん拡大してきましたけれども、ここへ来て指定管理に移行させる施設というのはそう急激にはふえていかない。そういう意味では節目の時期に来ているのだろうと思っております。委員さんのおっしゃるとおり、そういったものが導入後10年、どういう効果があったのかということは、これは検証は必要なのだと思います。

それをやるとなると、今時間かかりますけれども、例えばの話ですけれども、来年、再来年、総合計画の見直しをやりませう。総合計画の見直しをやる際には非常に多くのデータ収集とか整理をしますが、その中の一環としてどの程度できるか、それは検討に値すると思うのです。そういう意味では、すぐに今ここでそれをやれというのは非常に難しいものですから、例えば総合計画に合わせるとか、指定管理者制度がここで落ちついたので、ここでやると、そういう必要性は十分にあるのだろうと、それは委員さんのおっしゃるとおりだろうと思っております。

以上です。

(中野) 今経営政策部長から答弁いただきました。確かに言われる面も私も理解できますし、それはすぐ出るようなデータではないと思うけれども、ただそういうものをやっぱり出していくということと、それから余り時間かからないで出せるデータ等について分けて、きちっと出していただきたいということを申し上げて終わります。

以上です。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第9号 鴻巣市職員の定数に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

それでは次に、議案第10号 鴻巣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例について、執行部の説明を求めます。

(職員課長) それでは、ご説明の前に、先ほど中野委員さんのほうからお尋ねのありました今年度をもって定年退職する部課長の人数でございますけれども、部長職が6人、副部長が5人、課長が5人、合計で16人となっております。よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

(職員課長) それでは、議案第10号 鴻巣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例についてご説明申し上げます。

これは、専門的な知識や資格を備えた民間人材の活用や住民に対するサービスの提供体制の充実、あるいは一時的な業務量の増加等に対応し、円滑な事業の推進と住民サービスの向上に資するという観点から、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づきまして、本市におきましても一定の任期を定めた任期つき職員の採用を行うことができるよう、新たな条例を制定するものです。

また、区分といたしましては、第2条で高度な専門的知識、経験等を有する者を一定の期間活用する特定任期付職員及び専門的な知識経験を有する者を期間を限って業務に従事させる一般任期付職員を、第3条で一定の期間内に終了ことが見込まれる、または一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に従事する特定業務任期付職員を、第4条では特定業務または住民に対するサービスの提供体制の充実等に活用する任期付短時間勤務職員をそれぞれ規定しております。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

それと、今回参考資料として任期付職員の概要についての参考資料を配付してございますので、それをごらんいただきたいと思います。以上でございます。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

（中野）まず、この議案第10号ですが、配られたこの資料、私どもこれよく見るのですが、見て、10の1、10の2という、これ見てちょっと初歩的なことを聞くのですが、今まで再任用というのがございましたよね。ここで言う任期つき職員の採用ということになると、これについてはあくまでも年数が決められていますけれども、専門とかそういうのがあるから、そのまま見ると定年退職者ではないのだよね、これ。ですよ。あくまでも年齢問わずだけれども、定年再任用は定年になった人なのだけれども。では、これは実際どういうところでどのような対応をするのですか。実際これから運営、運用するとき、どういう形で運用していくのですか。

（職員課長）今回の任期つき職員ということで、これまであった今言われましたような再任用でありますとか、あるいは臨時職員の方がこれまではいたわけですがけれども、特に臨時職員に関しましては補助的な業務なわけです。ということで、なかなか本格的な業務にはついていただくことはできなかった。また、期間に関しましては基本6カ月で更新したり、または1年までということで期間的にも短いということです。再任用職員に関しましては、本格的な業務ではありますけれども、これも今のところ定年後2年、最長で2年という形でもございます。

それで、任期つき職員の場合には、各いろんな職種についていただくわけで、それこそ専門的な知識を持った方から短時間という形で、最長でも週の中で31時間までというような短時間のついてもらう方いらっしゃるけれども、基本的には本格的な業務、3年間だったら3年間に限りまして本格的な業務についていただくということが基本でございますので、各種の任用の事例を見ましても非常に幅広く採用されているという実態がございます。



例えばですけれども、高度な知識とか専門的知識を持った方で、今地方自治体では任用事例がなかなか少ないと思いますけれども、例えば市民病院のところでありましたら医師であるとか、弁護士であるとか、あるいは公認会計士であるとかと、そういうまさしく専門的な知識を持った方でありますとか、あるいは学芸員でありますとか社会福祉士であるとか、心理療法士であるとか、そういう専門的な知識を持っていらっしゃる方でありますとか、そのほか自治体レベルで多いのは、この時期で言いますと例えば国勢調査に関する業務でありますとか、一定の時期を区切ってということになってまいりますので、そういうような今の臨時職員さんと違った感じで、・・・本格的な業務についているということでございます。

（中野）今の答弁ではちょっとよくわからないのだけれども、例えば国勢調査でそういうことがあり得るなんていうことになれば、今まで臨時で対応していたわけでしょう、これまで。それをまたこういう今言った任期つき職員ということによって、例えばこれ給料だって第7条を適用したり第8条を適用したりするわけではないですか。そう考えると、市にとってどういうメリットがあるのですか、これ。

これはいま一つと、これまでの事例の中で、こういうものがなかったから、今後こういう今言った任意つき職員というものが条例で出た場合、これまで対応したものであえてこっちへ持っていかなければいけないというのは、具体的に鴻巣市として何があるのですか。

（職員課長）任期つき職員を採用する利点ということでございますけれども、繰り返しになりますけれども、まず1点目はこれまでの臨時職員のような補助的業務から本格的な業務を担当していただくことができるということがまず1点でございます。それと、処遇面を見ましても、なかなか人員確保が困難な職業もございいますので、それに対して処遇面の改善ができますので、広範な公務で採用が可能であるということがあります。それから、これまでの臨時職員、それから再任用職員に加えまして、任期つき職員ということによって勤務形態の弾力化が図れるということもございいます。それと、任期は3年間ということでございますので、その

間は安定した雇用ができるということがまずございます。その点が任期つき職員を利用する利点だというふうに考えているところでございます。

(中野) これも質問と答弁がかみ合っていないのだけれども、要するにこれまでの鴻巣市の事例としてあったものを、こういう制度ができたことによってどういうものがそれに適合するのですかと私聞いているのです。これまであった事例の中で任期つき職員という制度がなかったのだから、それが今後こういう制度ができたことによって、どういうものがそれに当てはまるのですかということを知っているのです。

(職員課長) 現段階で想定しているものとしましては、ALT、アシスタント・ランゲージ・ティーチャーがございます。ALTを現段階では想定しているところでございます。

(だけの声あり)

(職員課長) それと、現在介護資格認定調査員がございませけれども、介護の認定するために調査に出向く職員ですけれども、これも任期つきの短時間勤務職員としての任用を想定しているところでございます。

(中野) そうすると、現時点の中ではALT、それからあと介護資格認定員ですか、というものがこの任期つき職員ということを知っているという答弁がありました、すると今後の中でそれ以外にこうした任期つき職員ということで採用するという予定があるのかどうかお聞きします。

(職員課長) 今回の議決をいただいたら、新年度早々に全庁的にこの制度の概要説明と周知を広めまして、各職場のほうからどのようなものが考えられるか、あるいはどのような要望があるかということを取りまとめまして、予算の関係も出てまいりますので、その点も含めまして検討してまいりたいというふうに思っております。

(中野) では、次に聞きますが、採用時のいわば雇用条件といいますかを含めた雇用契約というものについてどのようにするのか。つまりここでは5年以内とか3年以内というふうに任期が書かれております。あくまでも以内ということになると、働く者にとって、最長5年は認められ

るのだけれども、いつどうなるかわからないというようなことがあるのかどうか。雇用契約の中に、例えば4年なら4年、5年なら5年というものをきちっと明記をしてくるのかということが1つと、それからその他各種労働条件として有給休暇、それからあと慶弔休暇等を含めて、それからいま一つ、例えば車の本田技研なんかは、よく臨時採用で時給幾ら、終わりの段階で183万円の退職金というのか一時金というの、支払いますとよく求人広告出ていますよね。そうすると、この3年ないし5年というものについて、退職金というか一時金というか選別金というか、そういうものについてはどのように考えていくのかについて伺っていきます。

（職員課長）まず、任期の件でございますけれども、例えば最長3年というふうになっているときに、最初から3年間という契約はもちろん可能でございます。ただし……

（雇用契約はねの声あり）

（職員課長）ええ。ただし、実際にその職員を、もちろん選考等で採用するわけですがけれども、実際に職場に入ったときに、本人の適性とかいろいろな能力とかがそれだけでわからない部分がございます。ですので、そういう中で更新が可能となっておりますので、任期、期間の間更新が可能ですので、例えば3年間でありましても、1年ごとの更新で最長3年ということが可能なわけです。他市の例を見た場合、例えば人事評価と申しますか、職員を評価して、特にちゃんとやってくれているということであれば、それで2年目の更新をする、3年目の更新もするというような制度でやっているところもございますので、その辺はちょっと研究してまいりたいというふうに思っております。

もちろん実証の選考を受けておりますので、当然その能力があって入ってきているということはもちろんそう、それはそうなのでございますけれども、その立証をするという意味での更新制度というものがございまして、その辺をどうやっていくか、ちょっと研究していきたいと思っております。

それと、処遇面でございますけれども、基本的に区分ごとに違っている

わけですが、手当等も基本的に出ることになっておりまして、例えば特定任期つき職員の場合には、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、期末手当等が出るようになっております。そのほか短時間職員でも、扶養手当と住居手当以外は出るようになっております。特定業務等任期付職員、第3条の職員に関しましては正規職員と同じような手当がつくということになっておりまして、そのほか休暇制度に関しましても、短期つき職員の場合には、例えば夏季休暇等は勤務時間に応じた日数とかになるということはおっしゃいますけれども、基本的には休暇制度等も全部つくように。つまり本格的な業務やっただく職員ですので、正規職員に準じた扱いになるというふうにご理解いただければと思います。

（中野）そうすると、今の答弁聞きますと、まず任期については原則5年以内とか3年以内とありますけれども、全ての人については適性を見るということを含めて1年ずつ更新で、5年というのは最長5年というふうに受け取っていいのか、あるいは人によっては最初からもう雇用契約の中で5年とうたってしまうのか、この辺がまず1点と、それから2条関係、3条関係、4条関係によって、いわば労働条件に違いがあるやに今答弁聞きましたけれども、そういうふうを受けていいのかということ、この点についてお伺いしておきます。

（職員課長）先ほど申しました最長3年ということですので、要するにどちらも可能なわけなのです。最初から3年も可能でありますし、1年ごとも可能になるという形です。ですので、それはやっぱり職種によっても扱いはちょっと違ってくるかなと思います。ある程度の経験があってやってくる方であれば、最初から3年であっても問題ないかなということもありますし、例えば短時間勤務で広く募集した中で、試験は通ってきているわけですが、実際の経験がないという形の場合には、やっぱり1年間ちょっとその適性を見るということもあろうかと思っておりますので、その辺はちょっと今後研究させていただきたいというふうに思っております。両方のケースが考えられるかなというふうに思っております。

それと、待遇の違いに関しましては、例えば高度な専門的知識の職員と

というのは、本来は正規職員がやるべきところにそれを一定期間に限ってその高度な知識を持った人が入ってきていただくということが考え方がありまして、例えば待遇で言いますと、ほかの職種の方は一回任期が終わって、再度試験を、選考を受けて、再度任用されるということは可能になっております。ところが、高度な専門的職員に関しましては、そのような再度任用というのは想定していないということがまず1点ございます。

そのほかに関しましては……短時間任期職員に関しましては、時間内31時間までということがございますので、そのほかの正規のフルタイムの職員とはそれに応じて若干対応が違ってまいるという形でございます。

(中野) ここだけちょっと、ではもう一度答弁の中ではっきりしておきたいのですが、2条、3条、4条の中で、特に2条の場合、高度な専門知識とか、あるいは一般についても専門的な知識を有する者となっていますね。すると、聞きたいのは、任期つき職員をやっている、任期つきですから年の若い人だっているかもしれない。そういう人については、任期つき職員から正職員に異動するということは、さっきの答弁だとあり得ないようなことに私は受け取ったのですけれども、特に2条関係、専門的、高度な専門的というので任期つき職員やってみただけでも、これは正規職員にして使ったほうが良いというようなことだっただけでもあらずだよ。その道があるのかということについて伺っておきたいと思えます。

(職員課長) 正規職員に関する募集に関しまして、当然それなりの採用試験等、面接等を経て当然そういう過程を経て採用されていくわけでございます。任期つき職員は一定の期間で、例えばそれで終わりになって、例えばその職員が採用を希望するというときには、要件がございますので、例えば年齢要件であるとかいろいろございますので、それに合致すれば当然応募していただいて、それに関して例えばその部分をどのくらい評価するかという問題はもちろんあるのです。それはもう経歴としてありまして、例えば面接の中でその部分をどう評価するかということも

ございますけれども、一定の任期つき職員をやった方がそのときをもってイコール……

(移行するとの声あり)

(職員課長) ということはないというふうに思います。

(中野) わかりました。ただ、私が言いたいのは、やっぱり3年なり5年というもので高度な仕事をやっていれば、面接もへったくれもない、毎日面接しているようなものだ、仕事やっているのだから。そういう点では、新たに採用するよりは、かえって市の即戦力として正規職員として生きるとして、そういう判断から先ほど質問したのですけれども、やっぱり基本的には横滑りはないと、あくまでもその場合応募していただいて、その正規の手続をもって正規職員として採用するか否かというようなことであって、任期つきから即正規職員はないというふうに答弁聞きましてけれども、それでよろしいですね。

(職員課長) 繰り返しになりますけれども、その分の各キャリアというものをどう評価するというものも当然……

(あるよねの声あり)

(職員課長) ある意味では、ありますけれども、手続上はそういうふうになるかと思えます。

(川崎) ちょっと本当初歩的な質問になるかと思うのですけれども、まずこの条例が必要だから条例ができているのだと思うのですが、今いろいろご答弁いただきまして、ちょっと具体的なものが私自身の頭の中に浮かんでなくて、ちょっと何点か質問をしたいというふうに思っております。

まず、高度の第2条の専門的な知識、経験またはすぐれた識見を有する者ということでございますけれども、こういう方がいるのかどうかということなのです。要するに必要なのかどうかということなのです。必要だからこういうふうに条例をつくっているのだと思うのですけれども、先ほどちらっと弁護士さんとかいうお話を答弁されたかと思うのですけれども、確かに弁護士さんいらっしゃいますよね、法律相談や何か・ ・ ・ ような。そういう方たちのことを言っているのか、それともすぐれた

識見とか高度な専門的な知識、経験、またはというふうなところで、いわゆる再任用と申しますか、行政経験を積んでいらっしゃるということで、そういうふうな意味で言っているのかどうか。この第2条の具体的なことについてちょっと教えていただきたいとか、聞かせていただきたいと思うのですけれども。

(職員課長) この制度は、もともと国のほうで始めた制度なのです。その段階では、いわゆるこの条例で言うと第2条の部分しか国のほうでは制度としてはないわけです。ですので、この高度な専門的知識であるとかすぐれた識見を持った人ということを採用、任用するということは、まずは国のほうでこういうことで始めたという形です。その後、地方自治体のほうでもこの制度を広げるという形で、その中で条例の第3条であり第4条の部分が入ってきたということになるわけです。ですので、実態を見たときには、特に市町村レベル、自治体レベルで申しますと、圧倒的に多いのが短時間勤務の任期つき職員の方が圧倒的に多い、もう6割以上の方がそれを使っているという形になっております。ですので、2条関係で運用している地方自治体というのは極めて少ないという状況でございます。

具体的に高度な専門的な知識、経験で何かと申しますと、国のほうで示した例、言い方で申しますと、やっぱり弁護士とか公認会計士のような、行政部内では得がたいような特定の専門分野における高い専門性や実務を通して得た経験ということです。それを高度専門的な知識、経験というふうに定義しているところです。すぐれた識見と申しますのは、例えば民間における幅広い分野で活躍した方で、広く社会的にも評価されるような実績を上げた者が有する創造的、先見的な判断力等を申しますというふうには国のほうでは規定しているところでございますので、そこにつきましてはなかなか地方自治体でそのような業務でそのような方を雇用するという場面というのは、例えば本市の場合でもなかなか現段階ではめったにないかなというふうに思います。

(川崎) そう申しますと、今法律相談で弁護士さんていますよね。そういう方たちの扱いというのはどのようなことになっているのですか。もち

ろん職員ではないと思うのですけれども……短時間採用、何なのですか、この任期つき職員、どのような分類になるのか、ちょっとお聞かせ願いたいのですけれども。

（職員課長）今のお尋ねありました相談業務のところのあれでございますけれども、まず前提としまして、この任期つき職員の場合には一定期間ということがまずございます。一定の期間に限られる、限ったの雇用だということが前提なのです。第2条から4条までの職員全てそうなのですけれども。ですので、恒常的にずっと雇う職員とはまたちょっと扱いが違って来るかなとは思っています。

（川崎）それは十二分に承知しているのですが、そうではなく、今現在弁護士がいますよね、法律相談とかやっています。そういう方とどのような位置にあるのですかということ……

（何事か声あり）

（川崎）はい。そこをちょっとお聞きしているのです。

（総務課長）今法律相談という言葉が出ましたので、法律相談は総務課で所管している法律相談というのは職員向けの各課が法律的な見解が必要になったときに弁護士さんに相談する、これが謝礼ということでお支払いしています。やさしさ支援課のほうでも、これは今度は市民向けに相談をしているというところですが、ただ我々のほうの所管の部分については謝礼ということで支払いをしています。なので、突発的な相談ということになりますので、今のところ継続して、例えば弁護士さんを任期つきで雇うような事例というか、そういった必要ないのかなというふうに考えているところです。

以上です。

（川崎）そのようなことを聞いているのではなくて、ということは、やさしさ支援課でも法律相談で来ている弁護士の人、大体何年間とか1年間とか同じ人が来ていますよね。そういう方たちというかは全部謝礼ということで今やっているということですか。契約をやっている、契約なのですか。

（総務部副部長）今回の任期つき職員は、1カ月に数度ということ……



定しているものではなくて、常勤で弁護士の方に来ていただくような形のもを想定した高度の専門的知識を有する一定期間の活用ということでこの条文を制定しているわけです。

例えば過去に私の経験ですと、中野委員もご存じだと思っておりますけれども、現在のアピタのところにマンションが建つ計画で、アピタが建つということで3億円の訴訟事件があったと思っておりますけれども、3億円の訴訟事件を行うと、やはり委託料とかそういうもので期間もかかりますし、費用も2,000万円以上の費用がかかるものになります。これを7条で規定した職員を常勤で雇って、たとえ1年でも訴訟を続けても1,000万以内でおさまる、そういうような形の場合にこのような弁護士等を採用する形になってくるかと思っておりますけれども。

(川崎) 弁護士をこの第2条で鴻巣市が雇うつもりがあるのかないのかということをお聞きしているのではありませんで、今現在どのような形でその弁護士の方というのはなっているのかということを知りたかったのです。今職員ではないですよ、弁護士は、当然。だから、今どのような形でその弁護士というのは来ているのですかということをお聞きしているのであって、今種々課長、副部長お話ししてくださったように、弁護士がこの第2条で想定はしていないと、鴻巣市が、弁護士を。想定しているのではないということには十二分にわかりましたので、そうではなく、単に今弁護士が来ている法律相談や何かに来ている弁護士と、この市との関係というのはどのようなになっているのかということをお聞きしているのです。これもし時間が必要であれば後ほどでもいいのですけれども。

(暫時休憩したらいいんだの声あり)

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前11時16分)

---

(開議 午前11時17分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

今の質問に対して答弁いただきます。

(総務課長)先ほど中野委員さんおっしゃったとおり、2種類あります。そのうち総務課のほうで所管しているのが各課の相談というところになります。各課の相談につきましては、特に顧問弁護士契約とかしてないで、いわゆる弁護士の報酬ということで弁護士会のほうが30分5,000円というような謝礼ということでやっております。我々としても、例えば何かあったときに相談をする場合は、特に弁護士さんというのは特定しておりません。弁護士さんにつきましてはそれぞれ得意の分野とかありますので、行政は多岐にわたっていますので、それら専門的なというか、得意な弁護士さんのほうにそれぞれ各課が相談をしております。総務課としてはその費用を持っていますので、その費用を弁護士さんのほうにお支払いするという事で、まとめますと、各課が何かあったときには埼玉弁護士会というような名簿がありますので、その中から各課がその弁護士さんを特定していただいて、各課のほうでそれぞれ相談をしていただくというところなんです。その費用につきましては30分5,000円という謝金でお支払いをしているところです。

やさしさのほうの市民課向けにつきましては、申しわけありません、こちらはちょっとわからないので、今確認をしています。

以上です。

(川崎)私そこを聞いたかったのです。誰か特定の弁護士がいて、その方たちに聞いていたり、その方たちが法律相談を担当しているというふうに私はちょっと受けとめておりましたので、それでどのようになっているのかということでお聞きしましたので、埼玉弁護士会のほうとの、埼玉弁護士会のほうに謝礼として支払っているという今の現在の状況ですね。

(何事か声あり)

(川崎)ではないの。

(何事か声あり)

(川崎)埼玉弁護士会に謝礼ではない。ではないですよ。それぞれの弁護士にももちろん謝礼なのですけれども、埼玉弁護士会のほうに謝礼を払うのではなくて、依頼しているということですね。依頼をしていると

いう、それは違うの。

（総務課長）ちょっと誤解があったみたいですがけれども、埼玉弁護士会の名簿の中から担当がそれぞれの弁護士さんのほうに直接連絡をしているというところですか。申しわけありません。

（川崎）よくわかりました。

それで、では次なのですが、短時間勤務職員の任期を定めた採用ということである説明がございましたけれども、これも初歩的な質問になりますが、要するに臨時採用とどこが違うのだろうという率直な疑問があります。そしてまた、そんなに都合のよく1年更新で最長5年とか、もしくは最初から3年でもいいとかというのはこちらの都合でありまして、雇うほうにとっては大変に都合のいい話でございますけれども、求人という職を求める方からしますと、すごく不安定な状況には違いがありませんので、その辺臨時採用とこの短期職員の一体何がどう違うのか。先ほどALTとか介護資格の……ありましたよね、介護の……

（委員長）介護認定調査員。

（川崎）介護認定調査員。そういう説明がありましたけれども、何か職を求める方たちからしてみたら、不利なことには違いがありませんし。また、試験があるのですか。試験を受けてというようなお話もございました。ちょっとその辺についての説明を詳しくお願いいたします。

（職員課長）短期の短時間勤務の任期つき職員ということでございます。まず、基本的にどういった場合かといいますと、一定の期間内に例えば終了する事業があったときに、その事業についていただくであるとか、繁忙時にそのサービス提供体制を充実させるために雇う、任用するというときに短時間勤務という形で来ていただくものでございますけれども、当然今の臨時職員さんの場合には、基本的に最長でも1年間の任期というふうに法律で決まっているわけでございます。内容としましては、実際職場の中でも事務補助でありますとか全ての業務に関しまして、あくまでもその人が主体的にやるというよりも、職員の指示に従ってやっていただくということが基本になっているわけです。そのほかは手当がありませんので、要するに時給単価で、掛ける勤務時間という形でのもの

のしかないということがあります。休日、休暇等の関係に関しましても、最近拡充はされておりますけれども、その点正規職員と比べると、まだその分ではなかなか足りない、不足している部分もございます。そういう面で、待遇面でまず違うという面がございます。収入の面でありますとか、サービスの面でありますとか、そういう待遇面でまず違うということと、あと最長で3年間なりということになりますので、少なくともその3年間の間はよほどのことがない限りは継続しての雇用が可能でございます。なおかつ3年間が終わった段階で、その事業が、一定の期間といっても、まだ継続して雇用が必要だというときには再度の任用も可能になってまいりますので、もちろんそのときにはそのときで選考がまたありますけれども、再度の任用も可能なわけでございますので。逆を言いますと、本格的な業務に携わっていただくからこそ、競争試験なり選考ということが入ってくるという形です。それなりの能力の立証があつてこそ、そういう本格的な業務についていただけるという形の、そういう証明になりますので、その点は選考という面では臨時職員に比べればハードルは高い面がありますけれども、待遇面、その他の面で臨時職員さんとは違うというふうにご理解いただければと思います。

（川崎）では、それはわかりました。再度任用があるということは、では3年たちまして、また試験なりがあつて、また3年、この繰り返しのいうのは、その最長というのはあるのですか。何度も何度も繰り返すことができるのでしょうか。

（職員課長）もちろん再度の任用は可能でございますけれども、本格的な業務についていただくということですので、それをずっと繰り返すのであれば、それは正職員を使うべきであるということにもなってくるわけです。つまり何度も何度も繰り返してずっと使うのであれば、しかも本格的な業務をやるのであれば、それは任期つき職員ではなくて、任期のない正職員を使うというふうな議論にもなっておりますので、もちろん今言ったとおり再度任用は可能ですが、それをずっと繰り返すということは法の趣旨にはそぐわない部分かなというふうに思っております。

(川崎) 大体どのような年齢層を想定しているのかお伺いしたいと思います。

(職員課長) それは、求める職種によって変わってくるものは当然あるかと思いますが、その辺に關しましてはちょっと、当然選考という部分がありますので、その辺またちょっと他市の例も参考にしながら、今後研究していきたいと思っております。

(矢部) 1点だけ。この参考資料の6月15日から9月30日の、これ国勢調査だとかと言ったのですが、この1週間、7日を超えてはならないという規則もあるのですが、これ何人ぐらいの予定をしているのか。

それで、単価等というか、時間ではないけれども、これも。これは大変なのです。留守の人がいて、何回も行ったり来たり。国勢調査のする人というのが。多分これ国勢調査のあれだと思っておりますけれども。期間のあれで。何人ぐらいでこれ。1週間て、これ期間が6月15日から30日までだから、これ……わからない。

(委員長) 矢部委員。今何の資料とおっしゃいましたか。

(矢部) この参考資料。議案資料の。10号の資料2というやつ。

(職員課長) この資料2の(21)のところよろしいですか。この内容についてということですか。これは、要するに夏季休暇のことを言っているところなのです。

(国勢調査だと思ったの声あり)

(職員課長) 夏季休暇で、短期間職員についても夏季休暇を与えるということです。任期つき職員、短時間職員についても夏季休暇を、勤務時間に応じて、7日の範囲内で夏季休暇を与えるという、そういう規定になっております。

(織田) 第2条のところで確認させてください。専門的知識、経験を有する者ということで、一定期間ですよ。専門的な知識持っている方は、恐らくそういう仕事についていたり、または学者だったり、そのことにたけている方ですよ、・・・をよく知っている方とか。そういうことだと思っておりますけれども、恐らく職員さんて一定期間でも仕事って兼ねられないと思うのです。ということは、現職ではなくて、大体これって

定年なさって、そういう専門的な仕事についていた方を募集しているということに限られているということですので了解していいのでしょうか。

(職員課長) 当然その職というか業務を限定して決めて、それでこういう業務ということで募集をかけるわけです。募集をかけます。当然この仕事が高度な専門的な知識ということになってまいりますので、当然それは職業としてはもう限られる面になってまいりますので、ですので募集をかけて、それで要するにそれが可能であるという人が応募してくるわけですね。ですので、その中から選考していくという形になるかと思えます。

(織田) そうすると、可能であるということは、例えばですよ、そういう専門的なところに勤めていて、やめてしまって、今のところフリーだから、ではこれに応募してみようとか、現役だったらそういう方、また定年退職者だったら、そういう専門的な法律関係をやっていたので、定年して、まだ元気だから応募してみようとか、そういう方がこういうものに応募することが多いのでしょうか。

(職員課長) 当然募集する際にはその待遇面であるとか、給料の面であるとか、そういう全て示した上での募集になりますので、それはなかなか今委員さん言われたように現役で、例えば病院とかでやっていらっしゃる先生方が応募してくるといのは想定はしづらいところですけども、その条件を見て、それでそれに当てはまるということで自分で判断された方が応募してくるといふふうに考えております。

(織田) そうしたら、これだけ特別、例えばそういう仕事につきながらこの仕事につくということはまず不可能というふうに考えていいわけですね。

(職員課長) 常勤の職員というふうに考えておりますので、それは片手間にと言うとあれですけども、兼業でできるものではないという形になります。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第10号 鴻巣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 平成26年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会に付託された部分について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時48分)

◇

(開議 午後1時00分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議案第26号の26年度の補正予算の説明が執行部のほうが終わりました。これから質疑を求めることとなりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(中野) まず、ページ数でいきます。5ページで、総務管理費で本庁舎別棟建築工事ということで、補正前が14億6,000万、補正後が14億800万、ということありますから、およそ五千百何万が減額となったわけですが、ここで聞きたいのは、これいつの議案だったか忘れた、いつの議会

か忘れましてけれども、本庁舎の案についても、例えば人件費が上がったとか、それから消費税が5%から8%になったとかいうようなことで、私は補正を組んだ、これね、その関係で補正を組んだというふうに記憶しているのですが、まず最初にこれだけ5,100万程度減額になったということについての主な点についてお聞きしておきたいと思います。

次に、まとめていいのですか。

(委員長) 一問一答で。

(財政課長) それでは、先ほどの本庁舎別棟の建築工事の関係で、当初別棟工事のほうで継続費で25年度が3億と、26年度が11億6,000万というぐあいでは年割額の継続費を組みましたけれども、契約額が全部で総額として14億6,000万という額でやりますけれども、契約自体が最終的には13億857万5,520円という形になっております。その関係で、25年度の分については前払金と委託料以外を逡次繰り越ししまして、26年度は11億6,000とその残額を契約額を払うということで、トータルしますと、今回26年度で5,142万4,000円の減額という形になっております。先ほどの物価のスライドですか、その分につきましては契約変更やりましたけれども、予算の範囲内だったものですから、予算額としては変更なしと、契約額だけの変更でありました。

以上です。

(中野) たしかこの工事だったと思うのですが、当初設計と比べると設計変更が工事が行われている中で幾つかの点について設計変更をしましたよね。そのことに対する補正を組んでいましたよね。設計変更がゆえに。ありませんでしたか。

(何事か声あり)

(中野) これ本庁舎ですよ。その関係からも含めても、今この5,100万について納得いかないのですが、その点についてもう一回ちょっと説明いただきたいのですが。

(財政課長) 当初埋設物の関係が予定したよりもあったと。それから、それに基づいて工期のほうもおくれたという変更のほうはありました。その継続費の中での予算の中でおさまっていたと。ただ、契約変更の承



認をいただいていると思いますけれども、そういう経緯だと思います。

(中野)すると、契約変更を含めて、含めてだよ、含めてこの今言った5ページに書いてあるこの金額ということですか。要するに今言った。その辺がちょっとよくわからない。

(財政課長)よろしいでしょうか。契約の経緯なのですけれども、当初契約額が12億7,476万7,200円ということで入札の結果契約を、仮契約です、9月議会で承認されました。その後、2回目の設計変更が生じまして、あとスライドですか、人件費の関係ですか、それが12億から13億857万5,520円ということになりました。それが大きなあれだ思うのですけれども、変更になります。3回目なのですけれども、3回目で……今の2回目でした。

(今のが最後の声あり)

(財政課長)ごめんなさい。ちょっと訂正します。

最初、契約額が12億7,476万7,200円と、これで9月の設計変更いたしました。これがスライドと埋設物の関係含めての額で、3,100万ほど増額、契約変更しております。2回目というか、最終的なのですけれども、その13億600から13億857万5,520円、これが増額としては189万ふえております。この2回の設計変更を行っております。

そうしますと、継続費の中での全体の中でのおさまっているものから、予算額的には途中、25、26では変更はありませんけれども、今回の3月補正でトータル的に5,142万4,000円の減額が生じたので、減額補正したという状況であります。

(中野)わかりました。それはいいです。

次です。補正予算書です。ページ数が18ページです。この中で利子及び配当金が当委員会は財政調整とか減債基金とかありますが、これ先ほど説明の中では、市中金利との関係についてはなくて、むしろ債券価格ということで説明があったと思うのですが、これかなりの、金額で言うと、ただ財政調整基金だとこれ3,500万、合併振興基金にして8,800万ということですが、これ当初見込みとの関係で、今言った債券価格の変動によるものだというのですが、当初見込みとの関係でどういふふうにな

ってこれだけの増額になったのか、利子が、ということでちょっと聞きたいのですが。

（会計管理者兼会計課長）当初見込み26年度予算はそれぞれ基金の残高に対しての、債権は従来25年度以前からも所有しておったのですが、それを満期償還という形で保有し続ける、いわゆる半年に1回の利金、利息ですね、利息のみでの当初予算を算定しておりまして、それを満期まで5年なり10年なりという長期、中期の債権を持ち続けるという運用方法をとっておりまして、毎年25年度以前までは2,000万前後のそういう利息収入がございました。

（中野）もっと簡単に聞くと、例えば財政調整基金にしても、あるいは減債基金にしても、合併振興基金にしても、決算書ではそれぞれ基金の保有金額等が出ているのですよね、決算書には。そのときには現金と預金もしくは有価証券、分類上そういう分類で出ているのですよね、決算書を見ると。すると、この今言った財政調整基金だとか、それから減災基金、合併振興基金、これらについて現在保有している内訳、例えば現金幾ら、預金はということだと、これは恐らく銀行を指すのでしょうかけれども、有価証券等々についてはどういうふうになっているか、ちょっと説明いただけますか。

（会計管理者兼会計課長）決算書で25年度決算が昨年度の確定したもので一番新しいものなのですが、そちらで残額は財政調整基金が34億8,258万9,000円、減災基金が6億5,555万5,000円、こちらにつきましては、うち4億円を債権保有しておりました。合併振興基金の残高が21億1,353万8,000円、うち12億4,610万9,000円を債権で所有しておりまして、主なものはその3基金でございます。

（中野）聞き漏らしたのですが、減災基金が債権4億、それから合併振興基金が12億、債権ね。すると、今言った財政調整基金これは債権どのくらい持っているのですか。

（会計管理者兼会計課長）財調のほうは、昨年度末では債権保有はしておりませんでした。全て定期預金なり普通預金でやっております。

（中野）そうすると、ちょっと私はこう思うのですが、銀行金利ふえた

って、そんな大幅にふえていないです。それ今言った減災基金だとか合併振興基金は債権で持っているというのだから、あったから、当然債権価格の変動によってこれだけ金利を生み出したというのはわかるのだけれども、財政調整基金だって、これ3,500万ではないですか、補正が。そうすると、今言ったように預金だけで債権持っていないということになると、これ預金だけで3,500万ということになると、逆に減災基金だって、合併振興基金だって、債権以外に預金部分だって、このうち幾らか入ってくるということになってくるではないですか。その辺はどうなのですか、預金でこのぐらいふえたのですか。

（会計管理者兼会計課長）財政調整基金につきましては、昨年度末では保有しておりませんでした。今年度の年度中で国債を初めとする地方債、政府保証債等6銘柄保有しまして……

（幾らの声あり）

（会計管理者兼会計課長）それで、売却益が3,134万ほど、あと利息収入が191万ほど、この年度内で買って売却したということでした。

（中野）それを最初から言ってくれれば理屈に合うのだけれども、それ何か預金だけと、預金だけでこんな三千幾らもというふうに思ったので聞いたのですが、それはわかりました。

以上です、ここでは。以上です。

（川崎）14ページの総務費国庫補助金のがんばる地域交付金についてなのですけれども、先ほど説明がちょっと聞き取れなかったのもう一度説明していただきたいと思っております。

（経営政策課長）これは、このがんばる地域交付金というのは国のほうの補助交付金で、市の建設公共工事を対象として、これが建設公債発行の対象の事業が対象なのですけれども、その総額に対して率がそれぞれ違うのですけれども、その総額に対して地域に交付金を上げようという制度だったのです、25年度、26年度で。26年度で終わりなのですけれども。

うちの場合は、今回その中の総額の中で多少なりとも事業を動かしてもいいのですけれども、最終的には上谷の総合公園のスケードボードパー

ク、それと同じく上谷総合公園の複合の遊具施設に対してその交付金をいただいたと。その交付決定額が5,936万4,000円だったということです。制度的には26年度で終わりの制度というふうに聞いております。以上です。

（川崎）そうしましたら、その下の下、非常用自家発電設備設置が、これ新館に設置している太陽光の発電の設備ということでしたでしょうか。

もう一つ、今のに関連してなのですけれども、19ページの雑入のところなのですけれども、上から3番目、発電システムと対策費補助金の1,600万円、これも新館の太陽光発電の……太陽光発電についての設備ということでしたけれども、ちょっとこの辺のところを。

（財政課長）それでは、まず最初の非常用自家発電設備の関係なのですけれども、新館のほうに、災害時停電等をした場合、自家発電ということで置いております。それに対する国庫補助、社会資本整備交付金なのですけれども、基本的には2分の1の補助をいただいております。この関係で、当初1,848万という計上させてもらったのですけれども、対象経費等補助になる対象等がございまして、その額の対象費が減ったものですから、53万円の減額ということで、1,795万円という計上にさせていただいております。

それから、発電システム等対策費補助金、これについてもやはり新館のほうの太陽光発電があるのですけれども、こちらのほうが屋上に40キロワットの太陽光発電を設置しております。この分で補助金については補助対象事業費の2分の1ないしは1キロワット40万という数字があるのですけれども、対象経費の2分の1と、その1キロワット40万で比較しますと、1,600万のほうが低いものですから、今回1,600万の補助をいただくという形になっております。

以上です。

（委員長）ほかに質疑ありませんか。

（なし）

（委員長）よろしいですか。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第26号 平成26年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 平成27年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時07分)



(開議 午後2時25分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を始めます。

議案第33号 平成27年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分の歳入の説明が執行部から終わりました。

これにつきましてこれから質疑を求めます。質疑ありませんか。

(川崎) それでは、予算参考資料のほうを見ますと、一般会計につきましては確かに減ってはいるものの、特別会計にいたしますと8.0%ふえております。総計といたしましては2.1%ふえているという、そのような予算の組みになっているわけですが、この点予算規模が拡大から縮小へと転じているとはいうものの、総計にしますとふえている。そしてまた、新たな予算執行体制がスタートするという意味におきましては、

先ほど条例での説明がありましたとおりに、機構改革に伴いまして新たな執行体制がスタートするわけですけれども、この辺の考えにつきまして伺いたいと思います。

（経営政策部長）市長の施政方針の中では確かに一般会計について拡大から、予算の傾向として縮小に向かうということ、あと機構改革で新たな執行体制ということを申し上げています。

ご指摘は、この予算参考資料の1ページで、これは特別会計も全部含んでトータルで単純に合計すると2.1%ですか、13億9,544万2,000円の増の2.1%の増になっています。これは、いろいろな会計をたしますとこういうことになるので、中身を見ますと、やはり国保と介護ですか、少子高齢化に伴って、この辺の増大が一般会計の減少傾向を打ち消して、さらにあり余る形で影響しているのだという、こういうふうなことでございます。行政需要は全体的に増していますので、特別会計まで含むとそういうことは言えないですけれども、一般会計では確実に去年あたりの予算総額がピークになるのかなという解釈でございます。ちょっと特別会計まで単純に足してしまいますと、一口に言えない部分がございます、大変その辺は難しい問題かなと思います。

以上です。

（川崎）確かに全部足してしまうとというお話がございましたけれども、今回の特徴といたしましては、一つには新たな予算執行がスタートする、またもう一点は健康なまちづくりの一点を踏み出す予算であるということでもございましたけれども、この辺のところは今超高齢化に向けてどうしても増大してしまう国保、また介護の部分であります、この今回の組織改革によって、この辺の予算を縮小しながらやっていけるというような、この機構改革によってやっていけるのかということを知りたいのですけれども。ちょっと何と言っているかわからないですよね。この辺の……

（経営政策部長）予算が拡大から縮小というのは、合併してその後の合併需要ということでいろんな施設の建てかえとか、統合しながらの建てかえとか、1市2町の合併前の要望とか、いろんなことが新市建設計画

に盛り込まれまして、それをずっと達成するという形で特例債と、それから特例債を使うことによって交付税なんかも……この中で言っているのは地方交付税と。市税はそれほどふえていませんけれども、交付税も特例債を活用することによって交付税算入によってふえている。特例債を活用することによって、もう安定した一般財源がかなりの規模を持って確保できたのです。一つ一つそれを使って事業をこなしてきたわけですが、おおむね合併時の新市建設計画に盛り込んだ事業、それからその後のいろんな合併をした後に合併需要で拡大した事業、そういったことが峠を越えたのかなという、そういう……残りはまだ残っている事業たくさんあるのですけれども、それでもおおむね峠を越えたのでということで、去年の予算を最高額とすれば、一般会計ですけれども、これからはあれほど大きくにはならないのではないかと。

ただ、ことしもまだ三百六十数億ですか、ぐらいの予算規模になっていますから、予算規模としてはそれほどは小さくないのです。ある意味高どまりと申しますか、去年がかなり多かったですから、減ってはきていますけれども、まだ高どまりの段階であると。ただ、これがこれからの……また去年を上回るような予算額にはならないだろうと。だんだんと縮小していくだろうという、長期的に見ればそういう予測を持っています。ですから、実際に特例債の残りももうわずかでございますし、一般財源の確保も安定確保もあと何年かはできると思いますけれども、その辺もできなくなってくるので、そうするとやっぱり予算規模を縮小せざるを得ないかと。実際には予算の需要も少なくなる。

ただ、一方で少子高齢化ということで違う面で、今度は基盤整備とか施設建設よりも、やはりそういった少子高齢化に対応するソフト面での事業、こちらのほうに予算規模が移っていく、予算の重点が移っていくのかなと。それは、まさにその考え方の一つとして、健康なまちづくりというものを、これは市長が打ち出していますけれども、鴻巣市がそういった方向に向かっていく時期に来ているのかなという、そういう境目の予算かなという、そういう意味づけになるかなと思います。

以上です。

(矢部) 11ページの本庁舎改修事業で、27年度と28年度で12億8,145万1,000円を計上してあるのですけれども、2年間の計画でやるのですけれども、これと別棟工事のというか、離れをやって、26億から27億ぐらいかあって、この本庁舎をこれで2年かけてやるのに、これもう少し私はこの耐震をしないで、そっちの駐車場のほうにいいのつくってしまうとか、そういう案があったのだから、あのときにそういうあれもつくったほうがよかったのではないかなと。今は考えてみると、これから耐震でもってみんなもう空っぽにしてやるわけなので、そういう点を考えると、やっぱり新しい新庁舎つくってしまったほうがよかったかなと私思うのですけれども、執行部のほうの考えはどういうふうに思いますか、今考えてみて。

(経営政策部長) いろいろな過去の経緯がございまして、当初から別棟を建てるというのも、実は当初はなかったわけですよ。大震災があって、ではここを耐震補強しなくてはいけないということで、では別棟ということで、当初は簡単にプレハブか何かで一時事務を移転するために建てようという意見があったりしてという中で、いや、どうせやるなら別棟をきちっと建ててしまおうというふうな考え方が出てくると。そういう中で、やっぱり本庁舎をそっくり建てかえてしまったほうがいいのではないかという意見も当初はあったわけです。

(あったよねの声あり)

(経営政策部長) ええ。ただ、やはりこの庁舎がまだかなり使えるだろうと。やっぱり一般的に見て、対市民感情からして、これを全部建てかえて、壊して建てかえるのももったいないだろうという考え方が一方にあったのだろうと思うのです。別棟を建てたので、こっちは改修でいこうと、結果的にそうなったわけです。当初から全部それなしに、委員さんのおっしゃるように全くまっさらにここへ建てる、それも一つの選択肢だったろうと思うのですが……

(俺はそう思ったの声あり)

(経営政策部長) ただ、もう別棟を建ててしまいましたので、新庁舎建ててしまっていますので、これはもうこの庁舎の改修でいくという今の



方針です。これは非常に大きな問題なので、私がお答えしていいかどうかともわからないのですけれども。

（矢部）でも、議員としてやはり今考えると、これだけかけたのだから、かかるわけだから、50億にするたって、あとたった20億ぐらいかければいい、そのときは合併特例債も使えたわけだから、それでもって2庁舎のあれで私は今からするというと、今度は議員さんがあのとき何でやらなかったのだろうとか、そういうふうに言われるのもちょっとあれかなと私は思って今その質問にしたわけで、これだけかけるということは。だからそれはちょっと残念。今では、私は残念だったかなという、新庁舎つくって、やっぱりあのときの案が、みたいなあれが出たので、そのほうがよかったかなと私は思ったので、ちょっと質問してみたのです。

この庁舎するのに、今びっくりやっている。これは来年継続できるの、ほかでやるの。どこでやるの。

（財政課長）一応本庁舎の改修につきましては、来年の28年の11月ないしは12月ですか、11月ですか、完了を見込んでおりますので、次回のびっくりのほうは、できない……できないですよ。

（ここではの声あり）

（財政課長）ここではできないですね。場所をどこか変えるか。

（矢部）だけれども、7メートルからあるから、別にないと思うのだ、場所が、吹き抜けの。青空ならいいけれども、どこにするか楽しみで、今聞いてみたいなと思って。まだ予定はない。

（委員長）答えられないか。答えられる。環境産業だから、こっちでは難しいかもしれない。

（矢部）答弁できないのだね。あと、本庁舎のあれでもって、議会も他へいくのか、これも答弁、ではできないということだね。議会も議場も変わるということだから。

（経営政策課長）市長の施政方針の中でも議員の皆さんにもちょっとご協力お願いしたいということで、今10月以降にこの庁舎をある程度、ある程度というのは電算があるので、若干残るところはあるのですけれど

も、無人化していこうということで、いろいろなことをちょっと検討しています。その中で、議会がどうしてもあるわけですので、議場なりということをやっぱり変更しなくてはならないことで、今のところ川里の農研センターでできないかということをやっぱり検討しております。以上です。

(中野) まず、ちょっとよくわからないのでお聞きしたいのですが、11ページ、継続費で総務管理費で本庁舎改修事業12億8,100万が書いてありますね。その中で平成の内訳を見ると、年割額で27年度が3億8,800万、28年度が8億9,300万と書いてあります。ところが、27年度の事業は、事業はですよ、これに関する事業は4億700万なのです。歳出やっていないから何とも言えないのですけれども、68ページの歳出のところに本庁舎改修事業の4億739万6,000円の内訳が出ている。その中に、本庁舎改修工事だけをとってみれば3億9,800万、これも今言った継続費との金額に合わないのだけれども、この4億700万という事業の中で、継続費として上げた3億8,800万、これはどういう内容のものなのか、それを聞きたいです。

(財政課長) それでは、継続費の中の3億8,808万ですか、の内訳なのですけれども、内訳といたしましては、工事管理委託料、これがトータルですと1,738万1,000円ですけれども、27年度、分割というか分けますと522万ほど、それから意図伝達、これが76万と、それから改修工事ですけれども、これが3億3,010万……

(何事か声あり)

(財政課長) 続けます。それから、改修工事のほうは3億3,010万と。それから、ネットワーク工事ですけれども、これが200万円見ております。それから、電話工事等、これを5,000万見ておりまして、合計で3億8,808万になります。

(中野) そうすると、今内訳聞いたのですけれども、課長68ページの内訳見ると、これ歳出やっていませんよ。やっていませんけれども、たしか今言われた中で、工事管理委託料、これはちゃんと522万計上されている。それからあと、意図伝達業務委託料、これ76万もちゃんと明記されている。違うのは、本庁舎改修工事がここで3億9,800万になっているの

だけれども、今言った中では3億3,010万、この辺の内訳と今言った継続費、いわんや電話代、電話だとかネットワークなんていうのは、この中に、ここの今言った歳出のところに全く明記されていない。この辺との関係が非常にわかりにくいだけれども、どうなっているのですか。

(財政課長) 継続費の関係、考え方なのですけれども、この本庁舎を改修する上で、全体の工事費で見ると、その継続費で見ない部分があるのです。それは、もう継続費ではなくて単年度でやる部分等があると思うのですけれども、その部分が入っていて、この差があると思うのですけれども、その他の工事ということで1,600万ほどこれ見ております。これ何が不測の事態ではないですけれども、継続費以外にその他の工事として発生する場合がございますので、その分を見ておまして、この継続費の数字とは違っている部分がございます。継続費で2カ年でやるのではなくて、27年度に伴う工事費が発生する場合は想定しまして、その分が計上されております。

(継続費の中にねの声あり)

(財政課長) 継続費以外でですね。

(以外にねの声あり)

(財政課長) はい。

(中野) わかりました。

次です。14ページですが、起債ですが、本会議で申し上げたと思うのですが、今回総トータルで42億5,200万ですよね。この内訳が議案書の242ページに出ているでしょう。当該年度中起債見込み額のところに42億5,250万出ています。これが今言った、これはあくまでも、本会議でも言いましたように、当該年度別における、いわば款別の、書いているのですね。この42億5,200万の14ページの中に臨時財政対策債17億2,000万、これもちゃんと242ページに最下段に臨時財政対策債17億2,000万書いているのです。したがって、その差、35億3,250万、臨時財政対策債を除いた35億3,250万、これについての起債の種別、特に知りたいのは合併特例債をどの程度この中、この各事業の中に入れていいのか。合併特例債以外のところについても当然地方債入ってくるわけですから。その辺の内

訳をぜひ欲しい。

というのは、今言ったように合併特例債というのは7割補填、後年度負担ですね。そのほかに起債によっては2分の1補助なんていうのもあります。2分の1なんていうのもあるでしょう。国庫補助金か、起債ではなくて、国庫補助金ね。起債については、ではあと何の起債を使っているのか。その辺のことがちょっと知りたいので、そういう表があったら配付いただきたいと思いますと思っているのです。

(財政課長) 表がよろしいですか。それとも、第4表のほうで、この事業が合併特例債とか、緊急防災減災事業債とか。それではなくて、一覧表が……

(金額が違うの声あり)

(中野) それは、そういうこともいいのだけれども、それが例えば起債の中には、例えば合併特例債だけがあって、ほかの起債もこの事業の中に入れていないものはないのですか。合併特例債だったら、それは全てが合併特例債なのですか。ではないでしょう。そういう意味で、やっぱり今言った、例えば合併振興基金事業債3億7,000万、それは合併特例債全額だとか、あるいはそれは何が幾ら、何が幾らという明細が欲しいというのです。

なぜかというところ、本会議で申し上げましたように、大変あちこちで、きのうもおとといも私に手紙が来たのです、ある市民から。何で鴻巣はこんなに借金が多いのだと。ところが、これは受けとめ方によるのだけれども、臨時財政対策債は100%後年度負担、交付税算入、それからあと合併特例債7割、それを純然たる引くと、それを借金とみなすかどうかは考え方あるけれども、純然たる一般会計において言うと、100億を切っているのです。臨時財政対策債と100%カットして。合併特例債これまでの発行額の何割部分は借金と見ないというふうにすると、今言ったように100億切っているのです。ところが、今言ったように名目ではきちっとここに書いてあるように、一般会計ではもう400億に近いようなあれが出て、特別会計で言うと600億だと。なんていう数字がひとり歩きしてしまうから、そういう点では、少なくともやっぱり事業、ことしの起債四十

何億のうち内訳はこうですということをきちっ言えるふうにしておいたほうがよかろうと思ひまして、そういう質問をしているのです。できれば資料欲しいと。

(財政課長) 一覧表というか手持ちの資料はあるのですが、少し加工しなくてはならない部分がございますので、そちらのほうの一覧表のほうについてはあすでもよろしいですか。

(中野) いいよ。

(財政課長) それでは用意させていただきますので、よろしくお願ひします。

(中野) 次、21ページ、市民税です。これは岡田委員がいれば必ずやっしてくださると思うけれども、ちょっといないのであれなのではけれども、徴収率です。これ特別徴集について99%、これは当然ですよ。ところが、普通徴収で93%、0.93です。これが高いのか低いのかということは論議があると思いますが、少なくともここ数年の徴収率が実際調定額に対してですよ、どの程度になっているのか、ちょっと最初お聞きしておきます。

(市民税課長) 先ほどのご質問でございます。普通徴収、特別徴収の近年の徴収率ということでございます。

平成25年度からでよろしいでしょうか。

(中野) はい、いいですよ。

(市民税課長) 平成25年度が普通徴収93.0%、平成24年度92.8%、平成23年度93.6%で、平均が93.1%ということになります。

特別徴収のほうでございます。平成25年度からなのではけれども、99.8%、平成24年度が99.8、同じく平成23年度も99.8ですので、平均99.8ということでございます。

(中野) 今の答弁を聞いて、であるならば、特別徴集は別として普通徴収については、予算を組むときに0.93というのは、私は妥当は数字だと。今見た実績はそうなっているので、いつも言うように歳入は少な目、歳出は多目という予算原則からすれば、それはいいと思ひますので、了いたします。

次は、ここもちょっとお聞きしたいのですが、22ページで1款市税の3項軽自動車税ですが、これ前年度予算に比べて859万5,000円の増で5.2%という数字がありました。その一方で、自動車取得税というのがありましたけれども、これは落ちているのですね、前年と比べて。そう考えると、これは去年の9月定例議会かな、軽自動車の税率、税額変更ございました、各種軽自動車の。何を聞きたいかというのと、この859万5,000円ふえているのですけれども、これはその税額が変更になったと、いわばある意味では増税ということになるわけですが、その影響力というのはこのふえた859万5,000円の中にどの程度含まれているのか。

(市民税課長) 9月の委員会のごときにご説明したかと思うのですけれども、その税額の引き上げ、それが1年延長となりました。ですので、平成28年度からの影響になるかと思えます。

ここで先ほどの増額の八百数十万円の増でございますけれども、これはあくまでも近年軽4輪のほうの購入台数、登録台数がふえておりますので、自然増としてご理解いただければと思います。よろしくお願いします。

(中野) 私が記憶違っていて27年度からとっていたのですが、28年度からということになると……

(何事か声あり)

(市民税課長) 失礼しました。申しわけございません。つけ加えさせていただきます。

9月の常任委員会のごとき27年度から軽自動車の税率が上がるというご説明がございましたけれども、12月の末ですか、その税制改正の変更がございまして、1年先送りとなったということがつけ加えになります。

(中野) そういうのが答弁で大事で、たしか私常任委員会では平成27年度からというふうに聞いていた記憶があったので、あれ、いつそういう28年となったかと。それは12月にね。それはわかりました。

それはそれでいいのですが、ということは、やはり消費税の引き上げる前に、かなり取得したということで軽自動車税がふえているということになるのですが、ちなみに去年の予算書持ってくれば一番いいのですが、

第1種です。この第1種というのは、恐らく軽自動車の4輪、これが1万8,461台になっていますよね。去年の予算当初は、これ何台だったのですか。ちょっと持ってきていないので、データないので済みません。

(市民税課長)平成26年度当初の台数ですけれども、1万7,320台となっております。

(中野)約1,000台ぐらいふえているというようなことですね。そうすると、それだけで結構金額はふえる。これで理解します。了解します。わかりました。

次、25ページ、4款の配当割交付金と5款の株式譲渡所得割交付金についてお聞きしたいのですが、4款の配当割交付金ということについては、前年に比べて何と4,100万もふえている。これと、もう一つは5款の株式譲渡所得交付金、これも3,100万もふえているのです。これは、今政府が行っているアベノミクスによる、いわば景気回復による各会社の配当並びに株式の株価のいわば上昇、こういうようなものが影響し、このような年度比4,100万だとか、3,100万だとかいう金額ふえたというふうに、私はそう考えているのですが、その予算編成に対してどのようにこれ見たのかお聞きしたいのですが。

(財政課長)先ほどちょっと交付金の関係は、県のほうの税収の関係で参考数値として県のほうから来ているのですけれども、この間の本会議のほうでも株式の関係でご質問あったと思うのですけれども、今言った景気の回復も当然あるのですけれども、税制改正で21年度改正において税率ですか、通常地方税のほうの配当割にしろ、株式にしろ、5%取るべきものを軽減をしていました。それは3%だったのですけれども、その期限が25年12月31日で切れたと。あとは25年中に駆け込みがあったものですから、駆け込み等ありまして、それから本則になった10%から20%に所得税と地方税ですか、合わせてなったものですから、その部分ももとに本則に戻ったもので配当割、それから株式譲渡のほうは上がっております。それが一つの原因かなとこちらのほうは分析しております。以上です。

(中野)では、51ページ、繰入金ですが、一応最上段に財政調整基金繰

り入れが今年度13億5,000万ということであります。説明では、この繰り入れることによって財政調整基金の残高は、説明では、端数は別として17億ということがありました。これは、いつときピークで30億超えていたわけですね。それがここへ来て13億5,000万入れることによって17億になったのですが、質問は、まだ正式には終わってはいないのですが、やはり平成26年度の4月かで締め切って、決算がことしの9月のときには出るのですが、当然そうした決算においてかなりの、いわば不用額等々が生じた場合に、当然この財政調整基金にまた繰り入れるということになっていくのではなかろうかと思いますが、今現在ではまだ締めてはいないのですが、大方として大体平成26年度、今言った決算を見込んだ残額がどの程度というのを見込んでいるのですか。それによって財調をこの程度と、そうすると財調としてまたこのぐらいになるというようなのは見込んでいるのですか。

（財政課長） 今回の13億5,000万を当初予算で繰り入れていますがけれども、そうしますと残高のほうは17億ですか、なるわけなのですかけれども、財政調整基金の適正規模というのは一般的に5から10、標準財政規模も5から10と言っていますけれども、それからしますと7%ちょっとになるのですか、26年度の標準財政規模からすると。今や委員さんおっしゃいましたように、26年度の繰り越し、今までの繰り越しの経緯を見ますと、25年度については決算については17億からの繰り越しがあったわけなのですかけれども、そのときには繰越金を5億見ていましたから、12億の差があったと。それがあったものですから、財調のほうに戻せたということなのです。

今回の3月補正のほうでは2億からの減額補正をしております。事業によっては福祉関係のほうも繰り越しが見込まれるものについては大きいものについてはこの3月で減額補正していますから、25年度ほど、17億まではいかないだろうと思っています。また、歳出のほうもある程度ヒアリングやりながら厳しくというか、今言ったように歳入は小さく、歳出は大きくと言いますがけれども、財政サイドからすると歳出も小さく見たいのですけれども、それからしますと、そこまでいかないかなと。た



だ、ある程度繰り越しからすると戻せるかなとは思っておりますけれども、それが13億5,000をカバーできるほどとは今のところは思っておりません。

以上です。

（中野）私は執行部ではないから心配することはないと思うのだけれども、今言ったように、そういう財政調整基金も一定ピーク時より今は減っていくということになるだろうと。そうすると、いわば合併では10年間は、その後算定がえがあるではないですか。そうすると、やっぱり財政的にかなり逼迫してくることがあるだろうという点で、確かに合併振興基金だとか減災基金積み立ててはいますけれども、やはりそうしたこれからのことを考えたときに、やっぱり私は積めるものは積んでおくということが大事だと、算定がえによって。だから今後歳入が落ちていくわけだから。そういうようなことを考えたときに、やっぱり今課長が17億まではいかないだろうということですが、これはそうした算定がえを踏まえて、やっぱり長期的に財政を安定させていくということを考えていかないと、やっぱりまたあっちからこっちから借金が多いだ、ふんだかんだとなるから、それはやっぱりきちっと位置づけを明確にして、積めるものは積んでおくということのほうが良いと思うのですが、それについてやっぱり執行部として考え方をきちっと示してほしいのですが、今後の歳入は絶対減っていくと思うのだけれども。

（財政課長）今おっしゃるように、やはり算定がえで加算分がございませぬ。加算分が27年度で終わりますから、28年度から32年までの5年間で1割、3割、5割というふうに落ちていきますので、33年になるとゼロになります。今加算分が14億、15億ありますから、それが33年度にはないという想定というか、もうなると思います。今おっしゃいましたように、積めるものは積むと。減災基金につきましても23年度から5年間毎年2億ずつ積んでいくと。それでも27年度末では11億程度ですから、11億って大きいのですけれども、ただ公債費等考えますと、当然それは一瞬にしてなくなるような数字のものでありますから、その辺はこちらのほうとしてもできるだけ蓄えられるものは蓄えると。歳出のほうについてもでき

るだけ抑えていくというような考えは当然これからも計画的には持っておりますので、そのようにしていきたいと思っております。

以上です。

（坂本）14ページの消防団設備整備事業と、これはここでやっていいのだけ、この詳細は。詳細の中だからいいのですか、やっても。

（委員長）はい、どうぞ。

（坂本）この内容がよくわからないので、ある程度わかるところだけで結構なのですけれども、説明いただければありがたいです。

（財政課長）消防団設備整備事業債の関係ですけれども、3,400万を見っておりますけれども、これにつきましては消防の第4分団ですか、器具置き場の建設に伴う起債と。それからあと、消防団に無線ですか、受令機があるのですけれども、これがアナログからデジタルにかわるのが、平成28年5月までにデジタル化にするという、もう総務省からの通知があるものですから、27年度中にデジタル化をします。その部分での起債をしております。合わせて3,400万の起債になります。

以上です。

（坂本）その器具置き場についての部分はどのくらいなのだろう。

（財政課長）器具置き場につきましては、1,730万の起債額を見込んでおります。それから、消防団の受令機のほうですけれども、1,670万。合わせて3,400万になります。

以上です。

（坂本）この1,730万のほうは、土地代とかそういうのではなく、あくまでも器具置き場という建物だけの金額ですか。

（財政課長）器具置き場、建物、上物だけの起債額になります。

（織田）私も迷っていたのですが、ちょっと所轄なので、やはり14ページの消防団の起債のところでお聞きしたいのですけれども、これはもう土地のほうは購入されたのですか。

（財政課長）土地のほうにつきましては26年度の、あれは補正ですね…12月に土地購入費で計上させていただいております。

（織田）もう契約は済んでいるのですか。

(財政課長) 契約のほうは既に済んでおりまして、今移転登記ですか、登記のほうを進めておるところでございます。

(織田) これ、この起債なのですけれども、この13ページの三谷橋一大間線2期工事の整備事業にちょっと絡んでお聞きしたいのですけれども、まだ工事の途中なので、あそこの道路が、所管違いなのですけれども、大変混むのです。そういうことを考慮して、要するに工事が終わってしまえば道路も混まない、消防署もすぐに出るということを想定してこの土地に決められたのか……わからないですか。

(財政課長) ちょっと聞いた話で、それだとちょっと困ってしまうものですから、不確定な部分をちょっと言えないものですから、勘弁いただきたいのですけれども。

(織田) 恐らくこの第4分団がこちらに移ってくるのは中山道のところがひっかかるからですよ。雷電町の町内会館と一緒にいたのですが、今、鴻神社がちょうどあの後ろに下がって工事をしていて、雷電町のおみこしを入れていた倉庫がもうなくなってしまうので、恐らく第4分団をこちらに移して、第4分団いたところにおみこしを多分収納するというのでこちらに移ってきているというのは話は聞いているのです。それで、道路が直れば渋滞もなくなるので、消防署の出動も大丈夫なのだろうなというふうに思っているのですけれども、実は私ここ地元なのでよく市民の方に聞かれルのは、今三谷橋一大間線が工事中なのです。大分用地買収もこの前半分近くいっているという報告を議会で聞きました。ここにも地方債として上がっているのですけれども、今工事中で大きな車が通ると通行が大変怖いという話が出ているのです。将来的に電柱の地中化とか、そういうことは考えているのでしょうか、それちょっと所管外なので申しわけないのですけれども。それをまた起債して、そういうことをやっていくのかどうかということをお聞きしたいなど。

(財政課長) 今のところ電柱の地中化というのは聞いていないのですけれども、ただ消防団のほうにつきましては、やはり中山道が混雑しますから、出入りが大変緊急車両については厳しいと。今回の場所を変えましたけれども、そちらならば出入りがというメリットがあるというのは

聞いております。

(委員長) ほかに質疑ございませんか。

(なし)

(委員長) それでは、一応平成27年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分の歳入の説明と質疑が終了しました。

一応きょうはここまでで終了させていただいて、明日は歳出の説明と質疑というふうに入りたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、本日はこれで散会します。

(散会 午後3時14分)